

四半期報告書

(第8期第2四半期) 自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

(E03614)

第8期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【生産、受注及び販売の状況】	7
2 【事業等のリスク】	7
3 【経営上の重要な契約等】	10
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	11
第3 【設備の状況】	34
第4 【提出会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
2 【株価の推移】	48
3 【役員の状況】	48
第5 【経理の状況】	49
1 【中間連結財務諸表】	50
2 【その他】	131
3 【中間財務諸表】	132
4 【その他】	144
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	145

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月27日

【四半期会計期間】 第8期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 北山 禎 介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)5512-3411(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 山 崎 武

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,077,552	1,817,108	1,566,910	4,623,545	3,552,843
連結経常利益	百万円	353,237	190,962	222,225	831,160	45,311
連結中間純利益	百万円	170,592	83,281	123,540	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	461,536	△373,456
連結純資産額	百万円	5,268,853	5,257,748	6,102,967	5,224,076	4,611,764
連結総資産額	百万円	105,927,629	111,033,760	117,531,379	111,955,918	119,637,224
1株当たり純資産額	円	460,168.95	404,976.05	3,645.47	424,546.01	2,790.27
1株当たり中間純利益 金額	円	21,694.19	10,092.43	128.05	—	—
1株当たり当期純利益 金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	円	—	—	—	59,298.24	△497.39
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円	20,840.67	9,964.41	125.97	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	56,657.41	—
連結自己資本比率 (第一基準)	%	10.60	10.25	13.13	10.56	11.47
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,237,836	△1,630,228	△2,850,350	5,782,588	7,368,053
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△668,677	2,511,133	1,200,855	△5,086,559	△6,639,254
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△63,688	28,294	802,845	102,112	352,652
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	2,452,448	3,643,014	2,936,596	2,736,752	3,800,890
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	46,442 [13,472]	49,841 [9,419]	50,382 [13,123]	46,429 [13,448]	48,079 [13,261]

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、平成20年度は連結当期純損失が計上されているため、記載していません。
3 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第一基準を適用しております。
4 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

- 5 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施いたしました。
- なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は次のとおりとなります。

		平成19年度 中間連結会計期間	平成20年度 中間連結会計期間	平成19年度
		(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	4,601.69	4,049.76	4,245.46
1株当たり中間純利益金額	円	216.94	100.92	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	592.98
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	208.41	99.64	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	566.57

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益	百万円	23,936	49,659	32,594	111,637	134,772
経常利益	百万円	11,655	33,771	17,067	89,063	102,309
中間純利益	百万円	9,366	32,074	18,309	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	82,975	103,468
資本金	百万円	1,420,877	1,420,877	1,851,389	1,420,877	1,420,877
発行済株式総数	株	普通株式 7,733,653 優先株式 120,101	普通株式 7,890,804 優先株式 103,401	普通株式 1,017,711,777 優先株式 103,401	普通株式 7,733,653 優先株式 120,101	普通株式 789,080,477 優先株式 103,401
純資産額	百万円	2,940,122	2,940,370	3,835,717	2,968,749	2,977,547
総資産額	百万円	4,001,470	3,991,957	5,263,574	4,021,217	4,057,313
1株当たり配当額	円	普通株式 5,000 第1回 第四種 優先株式 67,500 第2回 第四種 優先株式 67,500 第3回 第四種 優先株式 67,500 第4回 第四種 優先株式 67,500 第5回 第四種 優先株式 67,500 第6回 第四種 優先株式 67,500 第7回 第四種 優先株式 67,500 第8回 第四種 優先株式 67,500 第9回 第四種 優先株式 67,500 第10回 第四種 優先株式 67,500 第11回 第四種 優先株式 67,500 第12回 第四種 優先株式 67,500 第1回 第六種 優先株式 44,250	普通株式 7,000 第1回 第四種 優先株式 67,500 第2回 第四種 優先株式 67,500 第3回 第四種 優先株式 67,500 第4回 第四種 優先株式 67,500 第9回 第四種 優先株式 67,500 第10回 第四種 優先株式 67,500 第11回 第四種 優先株式 67,500 第12回 第四種 優先株式 67,500 第1回 第六種 優先株式 44,250	普通株式 45 第1回 第四種 優先株式 67,500 第2回 第四種 優先株式 67,500 第3回 第四種 優先株式 67,500 第4回 第四種 優先株式 67,500 第9回 第四種 優先株式 67,500 第10回 第四種 優先株式 67,500 第11回 第四種 優先株式 67,500 第12回 第四種 優先株式 67,500 第1回 第六種 優先株式 44,250	普通株式 12,000 第1回 第四種 優先株式 135,000 第2回 第四種 優先株式 135,000 第3回 第四種 優先株式 135,000 第4回 第四種 優先株式 135,000 第5回 第四種 優先株式 135,000 第6回 第四種 優先株式 135,000 第7回 第四種 優先株式 135,000 第8回 第四種 優先株式 135,000 第9回 第四種 優先株式 135,000 第10回 第四種 優先株式 135,000 第11回 第四種 優先株式 135,000 第12回 第四種 優先株式 135,000 第1回 第六種 優先株式 88,500	普通株式 90 第1回 第四種 優先株式 135,000 第2回 第四種 優先株式 135,000 第3回 第四種 優先株式 135,000 第4回 第四種 優先株式 135,000 第9回 第四種 優先株式 135,000 第10回 第四種 優先株式 135,000 第11回 第四種 優先株式 135,000 第12回 第四種 優先株式 135,000 第1回 第六種 優先株式 88,500
自己資本比率	%	73.48	73.66	72.87	73.83	73.39
従業員数	人	137	165	176	136	167

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施いたしました。

なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり配当額は次のとおりとなります。また、第7期の1株当たり配当額は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して記載しております。

回次		第6期中	第7期中	第6期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成20年3月
1株当たり配当額	円	普通株式 50	普通株式 70	普通株式 120

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、次のとおりであります。

(その他事業)

国内において消費者金融業務を行うオリックス・クレジット株式会社を当社の連結子会社といたしました。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) オリックス・クレジット株式会社	東京都 立川市	22,170	その他事業 (消費者 金融業)	50.99 (50.99)	—	—	—	—	—
SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited	英領ケイマン 諸島	347,300	その他事業 (金融業)	100	—	—	—	—	—

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

3 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、SMFG Preferred Capital JPY 3 Limitedであります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(平成21年9月30日現在)

従業員数	50,382人
[外、平均臨時従業員数]	[13,123]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,763人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

(平成21年9月30日現在)

従業員数	176人
------	------

(注) 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行等からの出向者であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

26 各種の規制及び法制度等

(1) コンプライアンス体制等

当社グループは業務を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法及び金融商品取引所が定める関係規則等の各種の規制及び法制度等の適用を受けております。また、海外においては、それぞれの国や地域の規制及び法制度の適用並びに金融当局の監督を受けております。当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、グループ各社の役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかし、役職員等が法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員等による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及びマーケット等からの信頼失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 各種の規制及び法制度等の変更

当社グループが国内外において業務を行う際には、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の適用を受けております。これら法令等及びその解釈は常に変更される可能性があり、その内容によっては当社グループの業務運営に影響を及ぼす可能性があります。例えば、バーゼル銀行監督委員会は平成21年7月に自己資本比率規制(いわゆる「バーゼルⅡ」)の枠組みの強化を公表しておりますが、こうした自己資本比率規制の強化や、近時の世界的な市場の混乱への対応として、金融政策及び時価会計の見直しを含む会計基準等の変更がなされた場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、平成21年8月30日の衆議院議員選挙において民主党が過半数の議席を獲得し、同党を中心とする内閣が発足しました。今後実施される政策や、規制の変更等により、日本経済、金融市場、金融業界又は当社グループのビジネス戦略に影響が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

27 日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業の取得に係るリスク

当社の子会社である株式会社三井住友銀行は、平成21年10月1日付で、リテール証券事業を主とする日興コーディアル証券株式会社(以下「旧・日興コーディアル」)の全ての事業(一部資産・負債を除く)及びホールセール証券事業を主とするシティグループ証券株式会社(平成21年10月1日以前の旧商号：日興シティグループ証券株式会社)の国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業等(以下、「対象事業等」と総称する。)を会社分割により承継した日興コーディアル証券株式会社(平成21年10月1日以前の旧商号：日興コーディアル証券分割準備株式会社)(以下「日興コーディアル証券」)のすべての株式を取得し、同行の完全子会社としました。なお、同行は、当該株式取得を通じて、現物出資等により旧・日興コーディアルまたは日興コーディアル証券分割準備株式会社が承継または譲り受けた対象事業等に関係する関係会社の株式、政策保有株式、「日興」に関連する商標権を含むその他資産についても間接的に取得しました。

当社グループによる対象事業等の取得は、日興コーディアル証券の顧客サービスと、当社グループの商業銀行の事業基盤に基づく業務運営とを融合させた新たな複合金融ビジネスの展開により、成長力を更に高めていくことを狙いとするものですが、対象事業等の取得及び取得後の事業展開には、以下の事項を含む種々のリスクを伴います。

(1) 対象事業等と当社グループの既存事業との融合に関するリスク

当社グループは、日興コーディアル証券と同規模の証券事業を行った経験がなく、当社グループが企図している事業戦略が奏功せず、想定した成果が得られない可能性や、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの既存事業と対象事業等の融合に関連する国内外の法規制の動向が、事業の融合の時期やその実現に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 対象事業等の取得により想定している成果が得られないリスク

当社グループは、対象事業等の有する将来性等を見込んだうえで対象事業等を取得しましたが、その前提とは異なる経済金融環境が生じた場合や対象事業等に関わる従業員が流出した場合、顧客基盤の引継ぎが円滑に行えない場合、対象事業等の取得の結果として他の提携先や出資・買収先との関係が悪化し、又は、提携関係等の見直しを余儀なくされる場合等には、想定した成果が得られない可能性や、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループは、従来、株式会社大和証券グループ本社との間の合弁会社である大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券エスエムビーシー」)をホールセール証券事業の中核として事業展開しておりますが、平成21年9月10日付で、株式会社大和証券グループ本社との間で、大和証券エスエムビーシーに関する合弁事業を、関係当局への各種手続きを前提に、解消することにつき合意しました。今後は、日興コーディアル証券自身におけるホールセール証券事業の強化に加えて、平成21年10月1日付で日興コーディアル証券がシティグループ証券株式会社との間で締結した各種業務協働を中心とする戦略的業務提携契約により、ホールセール証券事業の更なる強化を企図しておりますが、これらの強化が企図するとおり実現せず若しくはその想定している成果が得られないこと及び大和証券エスエムビーシーに関する合弁事業の解消が、当該ホールセール証券事業の強化並びに当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 無形固定資産の計上に関するリスク

当社グループは、対象事業等の取得により、のれん等の無形固定資産(現時点における概算額で2,000億円台半ば)を計上する見込みです。のれん等については主に20年で償却することを想定しておりますが、収益性の低下等によって減損処理が必要となる可能性があります。こうしたのれん等の無形固定資産の減損は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 対象事業等の取得に想定外の費用や責任が生じるリスク

当社グループは、対象事業等の取得を決定する際に対象事業等の精査を行っておりますが、当社グループが対象事業等に係るリスクを全て把握できているとは限らず、対象事業等の取得に関して想定外の費用や責任を負担することとなる可能性があります。また、事業の融合に要する費用が、想定よりも増加する可能性があります。

(5) 対象事業等に関するリスク

対象事業等には、以下の事項を含む種々のリスクがあるものと認識しております。これらのリスクの中には、当社グループの事業等に係るリスクと同種のものもありますが、当社グループの中核的事業である銀行業と比較すると、対象事業等の中核である証券業は、市場環境の影響を受けやすいことなどから、一般的に業績変動が大きく、また、リスクの種類や程度も異なります。また、現在の不安定な市場環境等を考慮すると、対象事業等の取得による影響を従来の実績等から判断することは困難であり、その結果、当社グループの業績に与える影響の予測が困難となる可能性があります。

- ・競争激化に関するリスク
- ・有能な人材の確保に関するリスク
- ・事業戦略を遂行できないリスク
- ・近時の国内外の経済金融環境に関するリスク
- ・金利や為替レートの変動に関するリスク
- ・有価証券ポートフォリオの価値下落に関するリスク
- ・取引の相手方・発行体等のデフォルトリスク
- ・オペレーショナルリスク
- ・流動性に関するリスク
- ・法令・規制等に関するリスク
- ・自己資本規制比率に関するリスク
- ・訴訟等の紛争リスク
- ・投資事業に関するリスク

上記リスクを含む対象事業等に係るリスクが顕在化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

1 日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業の取得

当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行は、平成21年5月1日開催の取締役会において、シティグループ・インクの完全子会社である日興シティホールディングス株式会社（以下「日興シティHD」）等との間で、日興シティHDが直接又は間接に保有する、①リテール証券事業を主とする日興コーディアル証券株式会社（以下「旧・日興コーディアル」）の全ての事業（但し、一部資産・負債を除く。）、②ホールセール証券事業を主とする日興シティグループ証券株式会社（以下「旧・日興シティ」）の国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業、③上記事業に係る関係会社又は民法上の組合の株式又は組合持分並びに④その他の資産（「日興」に関連する商標権、政策保有株式等）を、関係当局の許認可が得られることを前提に取得することを決議いたしました。

この決議に基づき、株式会社三井住友銀行は、平成21年10月1日付で、旧・日興コーディアルの全ての事業（但し、一部資産・負債を除く。）と旧・日興シティの国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業を会社分割により承継した日興コーディアル証券分割準備株式会社の株式を全て譲り受けることで、上記の事業・資産等を取得いたしました。

なお、日興コーディアル証券分割準備株式会社は、同日付で「日興コーディアル証券株式会社」に社名変更しております。

2 株式会社大和証券グループ本社との合弁事業の解消

当社は、平成21年9月10日開催の取締役会において、株式会社大和証券グループ本社との間の合弁会社である大和証券エスエムビーシー株式会社に関する合弁事業を、関係当局への各種手続きを前提に解消することを決議いたしました。当社が保有している大和証券エスエムビーシー株式会社の株式につきましては、本年12月末を目途に、原則として全てを株式会社大和証券グループ本社に譲渡する予定です。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって変化する可能性がありますので、ご注意ください。

1 業績の状況

(1) 経済金融環境

当中間連結会計期間を顧みますと、世界的な在庫調整の進展や各国の大規模経済対策の効果等を背景に、景気の底入れ傾向が世界的に広がりました。わが国でも、同様の動きとなったものの、生産活動は依然として低水準に留まり、企業の倒産件数は高水準で推移したほか、失業率が過去最高水準となる等、厳しい経済情勢が続きました。

金融資本市場に目を転じますと、各国の金融安定化策等を受けて短期金融市場は概ね落ち着きを取り戻す展開となりました。米国の長期市場金利は、国債需給悪化懸念の強まりから6月にかけて大きく上昇しましたが、投資家の堅調な需要が改めて確認されるなか、期末にかけて若干低下しました。わが国の長期市場金利も、一旦上昇したあと低下し、期末には期初対比ほぼ同水準となりました。株価は、景気回復期待の広がりを背景に、世界的に上昇し、日経平均株価も1万円台を回復しました。円の対米ドル相場は、ドル短期市場金利の低下等を背景に、円高ドル安基調で推移しました。

金融界におきましては、4月と9月に開催された20カ国・地域首脳会議において、国際的な金融規制強化に関する合意がなされました。一方、国内では、わが国の金融・資本市場の競争力強化に向けて、6月に銀行・証券会社間のファイアーウォール規制の見直し等を柱とする「金融商品取引法の一部を改正する法律」が施行されました。

(2) 経営成績の分析

当中間連結会計期間の連結粗利益は、10,660億円と前年同期比21億円の減益となりました。厳しい経営環境ではありましたが、三井住友銀行における金利動向を的確に捉えた国債等債券損益の計上等により、ほぼ前年同期並みの水準を確保しております。

また、営業経費につきましては、経費削減への取組みを一段と強化したことから、前年同期比59億円減少の5,330億円となりました。

一方、与信関係費用は、三井住友銀行において、政府の景気対策効果や取引先の状況に応じたきめ細かな対応に取り組んできた成果、海外マーケットの状況改善等により、前年同期比672億円減少したことを主因に、連結ベースでは前年同期比336億円減少の2,684億円となりました。

以上の結果、経常利益は前年同期比312億円増益の2,222億円、特別損益や法人税等調整額等を勘案した中間純利益は前年同期比402億円増益の1,235億円となりました。

次に、第2四半期連結会計期間の経常利益及び四半期純利益は、それぞれ1,069億円、507億円となりました。

主な項目の分析は、以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間につきましては、監査法人のレビューを受けております。また、第2四半期連結会計期間につきましては、監査を受けておりません。

(単位:億円)

	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	第1四半期	第2四半期	前中間連結 会計期間比
			連結会計期間	連結会計期間	
連結粗利益	10,681	10,660	5,361	5,298	△21
資金運用収支	6,785	6,831	3,369	3,462	46
信託報酬	12	5	2	2	△7
役務取引等収支	2,839	2,595	1,236	1,358	△244
特定取引収支	△3	1,405	334	1,070	1,409
その他業務収支	1,046	△177	418	△596	△1,224
営業経費	△5,389	△5,330	△2,680	△2,649	59
不良債権処理額 ①	△3,030	△2,689	△1,200	△1,489	340
貸出金償却	△1,535	△1,183	△452	△730	352
個別貸倒引当金繰入額	△1,096	△1,429	△817	△612	△332
一般貸倒引当金繰入額	△242	302	116	186	544
その他	△155	△379	△47	△332	△224
株式等損益	△197	△89	△24	△64	108
持分法による投資損益	△61	△200	△235	34	△139
その他	△92	△128	△68	△59	△35
経常利益	1,909	2,222	1,152	1,069	312
特別損益	△4	78	△11	89	82
うち減損損失	△13	△17	△10	△7	△4
うち償却債権取立益 ②	9	5	2	2	△3
税金等調整前中間(四半期)純利益	1,905	2,300	1,141	1,159	395
法人税、住民税及び事業税	△464	△649	△288	△360	△185
法人税等調整額	△157	147	169	△22	305
少数株主利益	△450	△563	△294	△269	△112
中間(四半期)純利益	832	1,235	727	507	402

(注) 1. 金額が損失又は減益には△を付しております。

2. 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + 信託報酬 + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)
+ (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

与信関係費用 (=①+②)	△3,021	△2,684	△1,197	△1,486	336
------------------	--------	--------	--------	--------	-----

① 事業の種類別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比21億円の減益となる3,462億円、信託報酬は同4億円の減益となる2億円、役員取引等収支は同134億円の減益となる1,358億円、特定取引収支は同222億円の増益となる1,070億円、その他業務収支は同725億円の減益となる△596億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比87億円の減益となる2,926億円、信託報酬は同4億円の減益となる2億円、役員取引等収支は同142億円の減益となる874億円、特定取引収支は同140億円の増益となる877億円、その他業務収支は同655億円の減益となる△637億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比10億円の減益となる145億円、信託報酬は同0億円の増益となる0億円、役員取引等収支は同0億円の増益となる3億円、その他業務収支は同11億円の減益となる108億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比35億円の増益となる395億円、役員取引等収支は同18億円の減益となる524億円、特定取引収支は同81億円の増益となる192億円、その他業務収支は同55億円の減益となる246億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	301,405	15,600	36,015	△4,644	348,377
	当第2四半期連結会計期間	292,650	14,515	39,592	△524	346,232
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	539,222	22,502	50,240	△42,544	569,421
	当第2四半期連結会計期間	388,294	19,639	47,927	△30,286	425,574
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	237,816	6,902	14,224	△37,900	221,043
	当第2四半期連結会計期間	95,644	5,123	8,334	△29,761	79,341
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	688	14	—	—	703
	当第2四半期連結会計期間	274	15	—	—	289
役員取引等収支	前第2四半期連結会計期間	101,713	279	54,278	△6,940	149,331
	当第2四半期連結会計期間	87,487	305	52,463	△4,422	135,832
うち役員取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	132,565	274	58,178	△10,374	180,643
	当第2四半期連結会計期間	118,525	305	57,388	△8,895	167,323
うち役員取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	30,851	△5	3,900	△3,434	31,312
	当第2四半期連結会計期間	31,038	—	4,925	△4,472	31,491
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	73,699	—	11,135	—	84,834
	当第2四半期連結会計期間	87,797	—	19,293	—	107,091
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	△5,648	—	243	12,118	6,713
	当第2四半期連結会計期間	89,688	—	17,034	368	107,091
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	△79,347	—	△10,891	12,118	△78,120
	当第2四半期連結会計期間	1,890	—	△2,259	368	—
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1,842	11,934	30,140	△31,002	12,915
	当第2四半期連結会計期間	△63,747	10,820	24,634	△31,317	△59,609
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	10,498	63,811	61,003	△31,254	104,059
	当第2四半期連結会計期間	9,164	60,075	58,971	△30,997	97,213
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	8,656	51,876	30,863	△251	91,144
	当第2四半期連結会計期間	72,912	49,255	34,336	319	156,823

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
- 2 各事業の主な内容
- (1) 銀行業……………銀行業
 - (2) リース業……………リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業
- 3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間7百万円、当第2四半期連結会計期間5百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。
- 4 セグメント間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

② 国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比21億円の減益となる3,462億円、信託報酬は同4億円の減益となる2億円、役務取引等収支は同134億円の減益となる1,358億円、特定取引収支は同222億円の増益となる1,070億円、その他業務収支は同725億円の減益となる△596億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比3億円の減益となる2,798億円、信託報酬は同4億円の減益となる2億円、役務取引等収支は同57億円の増益となる1,319億円、特定取引収支は同194億円の増益となる978億円、その他業務収支は同700億円の減益となる△589億円となりました。

海外の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比28億円の減益となる670億円、役務取引等収支は同195億円の減益となる38億円、特定取引収支は同28億円の増益となる92億円、その他業務収支は同25億円の減益となる△6億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	280,131	69,917	△1,672	348,377
	当第2四半期連結会計期間	279,811	67,098	△676	346,232
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	420,596	171,938	△23,113	569,421
	当第2四半期連結会計期間	355,057	95,135	△24,618	425,574
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	140,464	102,020	△21,441	221,043
	当第2四半期連結会計期間	75,246	28,036	△23,942	79,341
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	703	—	—	703
	当第2四半期連結会計期間	289	—	—	289
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	126,124	23,443	△236	149,331
	当第2四半期連結会計期間	131,901	3,850	81	135,832
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	154,529	26,450	△336	180,643
	当第2四半期連結会計期間	162,337	5,416	△429	167,323
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	28,404	3,007	△99	31,312
	当第2四半期連結会計期間	30,436	1,565	△510	31,491
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	78,386	6,447	—	84,834
	当第2四半期連結会計期間	97,828	9,263	—	107,091
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	△562	△4,179	11,455	6,713
	当第2四半期連結会計期間	99,718	7,003	368	107,091
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	△78,948	△10,627	11,455	△78,120
	当第2四半期連結会計期間	1,890	△2,259	368	—
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	11,048	1,867	—	12,915
	当第2四半期連結会計期間	△58,955	△654	—	△59,609
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	100,950	3,109	—	104,059
	当第2四半期連結会計期間	84,429	12,784	—	97,213
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	89,902	1,242	—	91,144
	当第2四半期連結会計期間	143,384	13,438	—	156,823

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間7百万円、当第2四半期連結会計期間5百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(3) 財政状態の分析

① 貸出金

貸出金は、三井住友銀行における海外での慎重なアセット運営等により、前連結会計年度末比5,791億円減少して64兆5,561億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
貸出金残高(末残)	651,353	645,561	△5,791
うちリスク管理債権	15,863	16,498	635
うち住宅ローン(注)	157,573	159,523	1,949

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

[ご参考] 国内・海外別及び事業の種類別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年3月31日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	54,310,703	5,279	548,221	54,864,204	100.00
製造業	6,983,663	—	9,145	6,992,808	12.75
農業、林業、漁業及び鉱業	149,268	—	409	149,678	0.27
建設業	1,273,013	—	1,934	1,274,948	2.32
運輸、情報通信、公益事業	3,379,621	2,268	5,835	3,387,724	6.17
卸売・小売業	5,025,618	3,011	22,700	5,051,330	9.21
金融・保険業	4,301,745	—	5,223	4,306,969	7.85
不動産業	7,492,694	—	134,690	7,627,384	13.90
各種サービス業	5,542,614	—	62,719	5,605,333	10.22
地方公共団体	1,058,239	—	—	1,058,239	1.93
その他	19,104,223	—	305,562	19,409,786	35.38
海外及び特別国際金融取引勘定分	10,128,424	37,588	105,102	10,271,115	100.00
政府等	35,350	—	—	35,350	0.34
金融機関	501,739	—	—	501,739	4.88
商工業	8,462,956	34,362	105,100	8,602,419	83.75
その他	1,128,377	3,226	1	1,131,605	11.03
合計	64,439,128	42,867	653,323	65,135,319	—

業種別	平成21年9月30日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	54,631,936	5,078	823,331	55,460,347	100.00
製造業	6,794,807	—	9,620	6,804,427	12.27
農業、林業、漁業及び鉱業	127,749	—	327	128,076	0.23
建設業	1,189,119	—	2,650	1,191,770	2.15
運輸、情報通信、公益事業	3,279,820	2,268	10,322	3,292,411	5.94
卸売・小売業	4,669,972	2,810	20,991	4,693,774	8.46
金融・保険業	4,515,577	—	8,903	4,524,480	8.16
不動産業、物品賃貸業	8,347,269	—	130,479	8,477,748	15.28
各種サービス業	4,127,724	—	57,860	4,185,584	7.55
地方公共団体	1,110,144	—	—	1,110,144	2.00
その他	20,469,751	—	582,176	21,051,928	37.96
海外及び特別国際金融取引勘定分	8,955,855	29,164	110,794	9,095,813	100.00
政府等	30,733	—	—	30,733	0.34
金融機関	519,845	—	—	519,845	5.71
商工業	7,505,640	22,773	110,793	7,639,207	83.99
その他	899,635	6,390	1	906,027	9.96
合計	63,587,792	34,242	934,126	64,556,160	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

4 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

5 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況 (株式会社三井住友銀行単体)

株式会社三井住友銀行単体の金融再生法開示債権は、平成21年3月末比477億円増加して1兆2,419億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が306億円減少して2,890億円、危険債権が889億円増加して7,672億円、要管理債権が106億円減少して1,857億円となりました。

なお、不良債権比率は平成21年3月末の1.78%から上昇して1.90%となりました。

(単位:億円)

	平成21年3月末	平成21年9月末	平成21年3月末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,196	2,890	△306
危険債権	6,783	7,672	889
要管理債権	1,963	1,857	△106
合計 ①	11,942	12,419	477
正常債権	660,285	642,422	△17,863
総計 ②	672,227	654,841	△17,386
不良債権比率 (=①/②)	1.78%	1.90%	0.12%
直接減額実施額	4,795	5,363	568

② 有価証券

有価証券は、外国債券の残高が減少したこと等により、前連結会計年度末比3,427億円減少して、28兆3,554億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
有価証券	286,981	283,554	△3,427
国債	147,344	162,997	15,653
地方債	3,386	3,225	△161
社債	38,991	37,499	△1,492
株式	27,556	32,931	5,374
うち時価のあるもの	21,119	26,222	5,103
その他の証券	69,701	46,900	△22,801

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[ご参考] 有価証券等の評価損益 (株式会社三井住友銀行単体)

(単位:億円)

	平成21年3月末	平成21年9月末	平成21年3月末比
満期保有目的の債券	278	548	270
子会社・関連会社株式	△35	△149	△114
その他有価証券	△427	5,636	6,063
うち株式	△165	4,960	5,125
うち債券	△12	555	567
その他の金銭の信託	△2	△1	0
合計	△186	6,034	6,220

③ 繰延税金資産

繰延税金資産の計上は、財務の健全性確保の観点から引き続き保守的に行っており、残高は、前連結会計年度末比1,606億円減少して6,970億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	8,576	6,970	△1,606
繰延税金負債	272	250	△22

④ 預金

預金は、国内、海外ともに増加したことから、前連結会計年度末比3,984億円増加して75兆9,679億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比8,688億円増加して8兆3,301億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
預金	755,694	759,679	3,984
国内	688,086	690,595	2,508
海外	67,607	69,084	1,476
譲渡性預金	74,612	83,301	8,688

⑤ 純資産の部

純資産の部合計は、6兆1,029億円となりました。

このうち株主資本は、普通株式の発行や中間純利益の計上等により、3兆5,672億円となりました。内訳は、資本金1兆8,513億円、資本剰余金4,920億円、利益剰余金1兆3,478億円、自己株式△1,240億円となっております。

また、評価・換算差額等合計は、3,961億円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金4,687億円、繰延ヘッジ損益△216億円、土地再評価差額金351億円、為替換算調整勘定△861億円となっております。

2 キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は+5,479億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は△2,981億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は+4,353億円となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は2兆9,365億円となりました。

3 対処すべき課題、研究開発活動

(1) 対処すべき課題

当社グループでは、平成21年度を、「基本原則に則った業務運営の徹底により、守りを固めつつ、着実な成長を目指す年」と位置付け、グループ各社の基盤となる業務において「経費」「クレジットコスト」「リスクアセット」の3つのコントロールを意識した業務運営を徹底するとともに、中長期的な成長の実現に向けて「グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現」と「成長事業領域の強化」に取り組んでまいります。

①「経費」「クレジットコスト」「リスクアセット」のコントロール

経費投入につきましては、一段と厳しい目線で、規模、タイミング、効果等の面から優先順位付けを行い、成長事業領域への傾斜配分を強めるとともに、事業の効率性の向上を図っていくことにより、株式会社三井住友銀行単体での経費率を40%台にコントロールしてまいります。

クレジットコストのコントロールにつきましては、更なる事業環境の悪化も念頭に置きつつ、リスクへの感度を一段と高め、ボトムライン収益確保に向けた業務運営を徹底してまいります。当社グループでは、バーゼルⅡ(新BIS規制)への対応を着実に進め、オペレーショナルリスクについては平成20年3月末より先進的計測手法を導入済であります。信用リスクについても平成21年3月末から先進的内部格付手法を導入し、より高度なリスク管理体制を整備しております。また、株式会社三井住友銀行では、国際与信管理部を中心に海外与信の管理を強化しております。加えて、「市場リスク」「流動性リスク」「信用リスク」「オペレーショナルリスク」という金融機関が抱える様々なリスクの管理機能を、リスク管理部門に集約し、リスク横断的なレビューを強化するなど、リスク管理態勢の高度化を図っております。

リスクアセットのコントロールにつきましては、財務目標の一つであります「連結Tier I比率8%程度」を継続的に維持するべく取り組むとともに、不透明な経営環境を踏まえ、リスクに見合ったリターン確保に向けた取組みを強化してまいります。同時に、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

また、「Follow the Basics」というキーワードの下、商業銀行の事業基盤に基づく基本原則に則った業務運営を継続的に強化することを通じて、着実な成長を目指してまいります。更に、国内外を問わず、引き続き法令等の遵守を徹底し、磐石のコンプライアンス体制を構築してまいりますほか、CS・品質管理の向上につきましても、お客さまのご意見・ご要望を活かす体制をより強化すること等を通じて、持続的成長を支える企業基盤の整備を一段と進めてまいります。

② グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現

当社グループでは、今後形成される新たな金融秩序の下においても競争力を維持し、持続的成長を実現していくためには、資本の質・量の両面における拡充が必要であるとの認識から、本年5月に普通株式の発行を決議、7月には発行価額の総額で8,610億円に上る増資を完了いたしました。本件増資によって強化された資本基盤をもとに、円滑な資金供給という商業銀行としての責務を果たすとともに、競争力を強化し持続的成長を実現していくことで、中長期的な株主価値向上に繋げてまいりたいと考えております。

また、当社グループは、グローバル化の進展に応じた体制強化も視野に入れ、引き続き、ニューヨーク証券取引所への上場を検討してまいります。

③ 成長事業領域の強化

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

当社グループでは、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めております。特に中小企業のお客さまの資金調達ニーズに対しましては、株式会社三井住友銀行では、無担保で第三者保証が不要な「ビジネスセレクトローン」をいち早く開発し、幅広いお客さまにご利用頂いているほか、緊急保証制度を含む保証協会保証付貸出を中心に積極的な取組みを行っております。加えて、有担保の「ワイドサポートローン」「アセットバリュー」等を開発し、お客さまの様々な資産を活用した、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。今後も引き続き、健全な中小企業のお客さまに対する円滑な資金供給に確りと取り組んでまいります。更に、お客さまの多様な経営課題に的確に応える質の高いソリューションの提供にも、積極的に取り組んでまいります。具体的には、株式会社三井住友銀行では、個人・法人・海外といった事業領域にまたがる分野を結びつける3つの専門組織である、コーポレート・アドバイザー本部、プライベート・アドバイザー本部、グローバル・アドバイザー部を整備し、これらの組織を通じた「V-KIP(Value, Knowledge, Information, Profit)」の共有により、法人のお客さまに対するよりきめ細かいサポートや、ソリューション提供力の強化に取り組んでおります。

グループ一体となったソリューション提供につきましても、積極的に取り組んでまいります。三井住友ファイナンス&リース株式会社では、昨年12月に住友商事株式会社との間で戦略的共同事業化を行った航空機オペレーティングリース事業や、ユーザー及びサプライヤーの両面からの財務・販売ソリューション提供等を推進してまいります。また、株式会社日本総合研究所では、経営革新・IT関連のコンサルティングや戦略的情報システムの企画・構築等、既存業務の強化を通じ、付加価値の高いサービスを提供してまいります。

加えて、本年10月には、日興コーディアル証券株式会社を株式会社三井住友銀行の100%子会社とし、グループの一員に迎え入れました。世界的な銀証一体化の動きの加速や、国内におけるファイアーウォール規制の見直し等、金融業界を取り巻く環境が大きく変化するなか、株式会社三井住友銀行と日興コーディアル証券株式会社との緊密な協働により、銀証融合のビジネスモデルを追求し、グローバル企業から中堅中小企業まで幅広いお客さまのニーズに、銀行・証券の垣根を越えた質の高いサービスを提供してまいります。

(個人向け金融コンサルティングビジネス)

株式会社三井住友銀行では、個人のお客さまに対する金融コンサルティングビジネスを一段と高度化し、多様な金融サービスをワンストップでご提供する「トータルコンサルティング」の実現を目指してまいります。具体的には、本年8月より株式会社三井住友銀行の全店で取扱いを開始した平準払保険等や個人年金保険、SMBCフレンド証券株式会社をご提供する投資一任契約に基づく資産運用サービスや日興コーディアル証券株式会社と共同開発した投資信託等の商品ラインアップの一層の充実を図ってまいります。また、研修等を通じたコンサルタントのスキル向上にも努めてまいります。

加えて、日興コーディアル証券株式会社を当社グループの一員として迎え入れたことにより、当社のリテールプラットフォームは預かり資産65兆円、営業員約9,800人、全国約600拠点と飛躍的に拡大いたしますが、この強固なプラットフォームに、これまで株式会社三井住友銀行、日興コーディアル証券株式会社それぞれが築きあげてきたコンサルティングビジネスのノウハウや商品・サービスを連携して投入していくことで、リテール金融ビジネスの更なる強化を行い、お客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

(支払・決済・コンシューマーファイナンス)

クレジットカード事業につきましては、三井住友カード株式会社と株式会社セディナの2社体制を通じ、グループトータルでのスケールメリットを追求するとともに各社の強みを活かしたトップライオンシナジーを極大化し、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。

また、コンシューマーファイナンス事業につきましては、グループ各社との戦略的提携を通じて、マーケットシェアの拡大とともに事業の効率化を進め、個人のお客さまの健全な資金ニーズにお応えしてまいります。本年7月にオリックス・クレジット株式会社を連結子会社化したことによって、変容する市場においてプレゼンスを更に向上し、より一層幅広いお客さまのニーズにお応えできると考えております。

(グローバルマーケットにおける特定分野)

グローバルマーケットにおきましては、引き続き、プロジェクトファイナンス等、当社グループが強みを持つ特定プロダクツの強化を進めてまいります。高い経済成長が見込まれるアジア地域におきましては、まず三井住友銀行(中国)有限公司を通じ、これまで以上に中国地域におけるお客さまのニーズにお応えできる体制を構築してまいります。また、アジア・大洋州本部におきましても、より地域に密着した機動的な業務運営を進めてまいります。加えて、国民銀行(韓国)や第一商業銀行(台湾)、東亜銀行(香港)、バンク・セントラル・アジア(インドネシア)等、アジア各国の地場銀行との業務提携を梃子に、一段と事業の強化を図ってまいりますほか、英国の大手金融機関であるバークレイズ・ピーエルシーとの間でウェルスマネジメント分野や南アフリカ等における業務協働につきましても、具体的な検討を進めております。

当社グループは、今後、これらの取組みにおいて着実な成果を示すことにより、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

(2) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は20百万円であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては平成21年3月31日から先進的内部格付手法を採用しております。なお、平成20年9月30日は基礎的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,420,877	1,851,389
	うち非累積的永久優先株(注)1	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	57,759	492,070
	利益剰余金	1,761,220	1,347,826
	自己株式(△)	124,240	124,054
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	60,105	50,981
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△57,108	△86,132
	新株予約権	56	74
	連結子会社の少数株主持分	1,814,874	2,133,861
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	1,409,104	1,730,508
	営業権相当額(△)	223	172
	のれん相当額(△)	191,746	181,438
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	42,602	40,146
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	47,143
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	4,578,762	5,295,152
	繰延税金資産の控除金額(△)(注)2	87,444	—
計 (A)	4,491,317	5,295,152	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注)3	463,820	603,212	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	263,958	307,602
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	37,209	37,183
	一般貸倒引当金	64,131	79,536
	適格引当金が期待損失額を上回る額	13,070	—
	負債性資本調達手段等	2,368,389	2,341,164
	うち永久劣後債務(注)4	870,112	676,165
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)5	1,498,277	1,664,999
	計	2,746,760	2,765,486
うち自己資本への算入額 (B)	2,746,760	2,765,486	

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注) 6 (D)	730,976	779,160
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	6,507,101	7,281,479
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	50,088,982	44,133,383
	オフ・バランス取引等項目	9,917,595	8,037,569
	信用リスク・アセットの額 (F)	60,006,577	52,170,953
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	291,765	235,832
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	23,341	18,866
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	3,134,164	3,016,479
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	250,733	241,318
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を 乗じて得た額 (K)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	63,432,507	55,423,266
連結自己資本比率(第一基準) = E/L × 100 (%)		10.25%	13.13%
(参考)Tier 1 比率 = A/L × 100 (%)		7.08%	9.55%

(注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成20年9月30日現在310,203百万円、平成21年9月30日現在310,203百万円であります。

2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成20年9月30日現在1,003,197百万円、平成21年9月30日現在671,977百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成20年9月30日現在915,752百万円、平成21年9月30日現在1,059,030百万円であります。

3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当社及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式(注)4と同格	当社優先株式(注)4と同格	当社優先株式(注)4と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格

- (注) 1 清算事由
清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。
- 2 支払不能事由
債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。
- 3 監督事由
当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。
- 4 当社優先株式
自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。
- 5 分配可能額
直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。
- 6 処分可能分配可能額
当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	Series A 平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series B 平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series C 平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series D 平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series E 平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series F 平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series G 平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series A 平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series B 平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series C 平成27年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	698,900百万円 Series A 113,000百万円 Series B 140,000百万円 Series C 140,000百万円 Series D 145,200百万円 Series E 33,000百万円 Series F 2,000百万円 Series G 125,700百万円	343,000百万円 Series A 99,000百万円 Series B 164,500百万円 Series C 79,500百万円
払込日	Series A、B、C及びD 平成20年12月18日 Series E、F及びG 平成21年1月22日	平成21年9月28日
配当率	Series A 固定(ただし、平成31年1月の配当 支払日以降は、変動配当率が適用 されるとともにステップ・アップ 金利が付される) Series B 固定(ただし、平成31年7月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series C 固定(ただし、平成28年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series D 固定(ただし、平成26年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series E 固定(ただし、平成31年7月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series F 固定(ただし、平成28年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series G 固定(ただし、平成26年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)	Series A 固定(ただし、平成32年1月の配当 支払日以降は、変動配当率が適用 されるとともにステップ・アップ 金利が付される) Series B 固定(ただし、平成32年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series C 固定(ただし、平成27年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」 が発生した場合には、配当が停止される(停止さ れた配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用され る場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株 式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っ ていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」 が発生した場合には、配当が停止される(停止さ れた配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用され る場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株 式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っ ていない場合には、配当が減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合 は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停 止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合 は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停 止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券 の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への 配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額と なる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券 の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への 配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額と なる。

強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同等	当社優先株式 ^{(注)4} と同等

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし、平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ペーシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 <ol style="list-style-type: none"> 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式^{(注)1}に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書^{(注)2}を交付した場合。 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示^{(注)4}を交付している場合。 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示^{(注)5}を交付している場合。 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間^{(注)6}中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能金額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 <ol style="list-style-type: none"> 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 配当同順位株式^{(注)8}(もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 <ol style="list-style-type: none"> (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額

強制配当	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示^{(注)5}又は配当減額指示^{(注)7}がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書^{(注)2}が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来する場合には、監督期間配当指示^{(注)4}に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間^{(注)6}中に到来するものでないこと</p>
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

売却

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
				面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
(国内連結子会社) 株式会社 関西アーバン銀行	本店	大阪市中央区	店舗・事務所	1,933	8,250	2,650	—	—	10,900	627

(注) 上記物件は売却後、売却先より賃借し引き続き使用しております。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した計画について、記載すべき重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
第四種優先株式	50,100
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	1,500,684,101

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,017,711,777	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1, 2
第1回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第2回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第3回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第4回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第9回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第10回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第11回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第12回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第1回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注)2, 4, 5
計	1,017,815,178	同左	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成21年11月1日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。なお、優先株式については株式分割を実施していないことから、単元株式数を定めておりません。

3 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第4回及び第9回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「各回第四種優先株式」という)の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 当社は、剰余金の配当を行うときは、各回第四種優先株式を有する株主(以下「各回第四種優先株主」という。下記5において同じ)または各回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「各回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

② ある事業年度において、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(3) 残余財産の分配

① 当社は、残余財産を分配するときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

② 各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

各回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(5) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ① 当社は、法令に定める場合を除き、各回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ② 当社は、各回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 当社は、各回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求

各回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回第四種優先株式の取得を請求することができる。

① 取得請求期間

平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。

② 取得の条件

ア. 取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は3,187円とする。

イ. 取得請求権行使価額の修正

各回第四種優先株主が当会社に対し各回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、(i)修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が1,051円(ただし、下記ウ.により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記ウ.により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額はウ.に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回第四種優先株式についてのみ適用される。

ウ. 取得請求権行使価額の調整

(ア)各回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。

(I)下記(i)ないし(iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l}
 \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{普通株式1株あたりの払込金額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む)} \\
 \\
 \text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数}}{\text{時価}}
 \end{array}$$

(II) 下記(iv)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{調整前取得請求権行使価額} \times \text{時価} - \text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される)または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という)(下記(iv)に定義される)における適正市場価格(*)}}{\text{時価}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(III) 下記(v)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{調整前取得請求権行使価額} \times \text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、取得される普通株式数(または、転換型証券もしくは新株予約権の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数})}}$$

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数-下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(i) 当社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(ii) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該各回第四種優先株式と同時に発行される他の各回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当社に普通株式の交付を請求することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合

取得請求権行使価額は、上記(Ⅰ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(iii)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

各回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- (iv) 当会社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証券もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記(Ⅱ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による
剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株
あたりの金銭による剰余金の配当の合計額
対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株
式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値

$$\frac{\text{対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の合計額}}{\text{対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値}} \times 100\%$$

- (v) 当社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合(当社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および単元未満株式買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合
かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記(Ⅲ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびごとに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- (イ) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(ア)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(ア)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- (ウ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記(ア)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(ア)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(ア)に準じて調整される。
- (エ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- (オ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- (カ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(ア)(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記(ア)(ii)の場合には0円、上記(ア)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- (キ) 本ウ.(上記(ウ)を除く)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- エ. 上記ウ.により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記ウ.(イ)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記ウ.(イ)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。

- オ. 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した各回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。また、この算出に当たって単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求権が行使されたものとし、現金精算する。

なお、本オ. に従う限り、いかなる数の各回第四種優先株式を有していたとしても、その各回第四種優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1単元に満たない部分は1つより多くは生じない。

- カ. 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容

当会社普通株式

- キ. 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲二丁目3番1号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

- ク. 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書が上記キ. の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

- ③ 一斉取得

- ア. 当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、各回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円を下回るときは、各回第四種優先株式1株の払込金額を5,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。

- イ. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

- (7) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに各回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

- (8) 各回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「各回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する各回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わないこと等を約している。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、各回第四種優先株式引受契約書に従い、各回第四種優先株式を譲渡した場合には、各回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該各回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)

- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)の有無
 該当事項なし。

- 4 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 優先配当金

- ① 当会社は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という。下記5において同じ)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- ② ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

- (2) 優先中間配当金
当社は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき44,250円を支払う。
- (3) 残余財産の分配
- ① 当社は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
 - ② 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 取得条項
当社は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。
- (5) 議決権
第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有するものとする。
- (6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
- ① 当社は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 - ② 当社は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - ③ 当社は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (7) 発行の方法
第三者割当ての方法により、適格機関投資家(金融商品取引法に定義される)に割り当てる。
- (8) 第1回第六種優先株式の保有に関する事項についての当会社と割当先との取決めの内容
割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合には、当会社による事前の同意を必要とする。ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではない。
- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)の有無
該当事項なし。
- 5 各回第四種優先株主及び第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	1,081 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	108,100 株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 6,696円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,696円 資本組入額 3,348円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月27日(注)	8,931,300	1,017,815,178	16,817,637	1,851,389,912	16,817,637	1,072,868,283

(注) 有償第三者割当 普通株式 発行価額 3,766円 資本組入額 1,883円

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	67,466,073	6.62
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	53,175,733	5.22
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	20,250,200	1.98
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	15,466,682	1.51
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 決済営業 部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	13,706,598	1.34
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	13,340,000	1.31
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 決済営業 部)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	12,492,200	1.22
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	10,835,391	1.06
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 決済営業 部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	9,884,810	0.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 決済営業 部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	9,557,428	0.93
計	—	226,175,115	22.22

② 第1回第四種優先株式

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

③ 第2回第四種優先株式

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

④ 第3回第四種優先株式

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

⑤ 第4回第四種優先株式

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

⑥ 第9回第四種優先株式

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ング ツー コープ (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

⑦ 第10回第四種優先株式

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ング ツー コープ (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

⑧ 第11回第四種優先株式

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

⑨ 第12回第四種優先株式

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

⑩ 第1回第六種優先株式

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	23, 334	33.33
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	20, 000	28.57
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	16, 667	23.81
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	10, 000	14.29
計	—	70, 001	100.00

(注) 株式会社三井住友銀行が所有している普通株式につきましては、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成21年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四種優先株式 33,400 第六種優先株式 70,001	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,716,100 (相互保有株式) 普通株式 18,211,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 993,698,800	9,936,988	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
単元未満株式	普通株式 2,085,477	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2,3
発行済株式総数	1,017,815,178	—	—
総株主の議決権	—	9,936,988	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、23,700株(議決権237個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式4株が含まれております。

3 「単元未満株式」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が60株含まれております。

② 【自己株式等】

(平成21年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	3,716,100	—	3,716,100	0.36
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	13,340,000	—	13,340,000	1.31
大和証券エスエムビーシー 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	4,871,300	—	4,871,300	0.47
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内 三丁目23番20号	100	—	100	0.00
計	—	21,927,500	—	21,927,500	2.15

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,930	4,200	4,520	4,120	4,240	4,030
最低(円)	2,905	3,350	3,620	3,500	3,890	2,970

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

4 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間及び当中間会計期間の中間財務諸表は、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)
資産の部			
現金預け金	※8 5,791,259	※8 4,886,294	※8 5,241,694
コールローン及び買入手形	785,543	※8 893,872	※8 633,655
買現先勘定	11,555	10,155	10,487
債券貸借取引支払保証金	394,967	1,313,881	1,820,228
買入金銭債権	※8 1,149,942	※8 929,646	※8 1,024,050
特定取引資産	※8 3,850,732	※8 4,879,268	※8 4,924,961
金銭の信託	8,983	9,177	8,985
有価証券	※1, ※2, ※8, ※14 21,795,888	※1, ※2, ※8, ※14 28,355,428	※1, ※2, ※8, ※14 28,698,164
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 63,477,758	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 64,556,160	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 65,135,319
外国為替	※7 1,125,449	※7 919,025	※7 885,082
リース債権及びリース投資資産	※8 2,039,354	※8 1,913,518	※8 1,968,347
その他資産	※8 4,071,695	※8 4,265,791	※8 4,257,251
有形固定資産	※8, ※10, ※11 988,508	※8, ※10, ※11 1,032,632	※8, ※10, ※11 1,008,801
無形固定資産	361,608	365,906	361,884
繰延税金資産	1,033,015	697,042	857,658
支払承諾見返	5,047,411	3,589,763	3,878,504
貸倒引当金	△899,914	△1,086,187	△1,077,852
資産の部合計	111,033,760	117,531,379	119,637,224

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)
負債の部			
預金	※8 73,583,098	※8 75,967,958	※8 75,569,497
譲渡性預金	3,254,678	8,330,122	7,461,284
コールマネー及び売渡手形	※8 2,263,875	※8 2,962,996	※8 2,499,113
売現先勘定	※8 995,644	※8 1,092,568	※8 778,993
債券貸借取引受入担保金	※8 4,029,144	※8 2,935,045	※8 7,589,283
特定取引負債	※8 2,301,836	※8 3,479,169	※8 3,597,658
借入金	※8, ※12 4,343,253	※8, ※12 4,250,827	※8, ※12 4,644,699
外国為替	325,254	216,545	281,145
短期社債	792,000	1,060,264	1,019,342
社債	※13 3,836,959	※13 3,655,779	※13 3,683,483
信託勘定借	106,932	111,667	60,918
その他負債	※8 4,737,517	※8 3,624,623	※8 3,803,046
賞与引当金	28,427	26,066	27,659
役員賞与引当金	—	—	513
退職給付引当金	37,270	35,314	35,643
役員退職慰労引当金	7,419	7,523	7,965
睡眠預金払戻損失引当金	7,818	9,600	11,767
特別法上の引当金	432	358	432
繰延税金負債	29,818	25,065	27,287
再評価に係る繰延税金負債	※10 47,218	※10 47,151	※10 47,217
支払承諾	※8 5,047,411	※8 3,589,763	※8 3,878,504
負債の部合計	105,776,012	111,428,411	115,025,460
純資産の部			
資本金	1,420,877	1,851,389	1,420,877
資本剰余金	57,759	492,070	57,245
利益剰余金	1,761,220	1,347,826	1,245,085
自己株式	△124,240	△124,054	△124,024
株主資本合計	3,115,616	3,567,232	2,599,183
その他有価証券評価差額金	463,137	468,762	△14,649
繰延ヘッジ損益	△114,154	△21,614	△20,835
土地再評価差額金	※10 35,052	※10 35,169	※10 35,159
為替換算調整勘定	△57,108	△86,132	△129,068
評価・換算差額等合計	326,926	396,185	△129,394
新株予約権	56	74	66
少数株主持分	1,815,148	2,139,474	2,141,908
純資産の部合計	5,257,748	6,102,967	4,611,764
負債及び純資産の部合計	111,033,760	117,531,379	119,637,224

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	1,817,108	1,566,910	3,552,843
資金運用収益	1,116,721	858,852	2,087,348
(うち貸出金利息)	798,557	654,985	1,550,081
(うち有価証券利息配当金)	182,855	126,234	299,616
信託報酬	1,268	540	2,122
役務取引等収益	345,903	321,694	672,752
特定取引収益	13,458	140,586	211,738
その他業務収益	327,158	236,399	529,599
その他経常収益	※1 12,598	※1 8,836	※1 49,281
経常費用	1,626,145	1,344,685	3,507,532
資金調達費用	438,206	175,688	748,894
(うち預金利息)	202,906	80,017	326,447
役務取引等費用	61,903	62,165	115,574
特定取引費用	13,800	—	—
その他業務費用	222,468	254,194	473,212
営業経費	538,960	533,021	1,063,419
その他経常費用	※2 350,806	※2 319,615	※2 1,106,431
経常利益	190,962	222,225	45,311
特別利益	※3 2,523	※3 10,895	※3 3,692
特別損失	※4, ※5 2,930	※4, ※5 3,043	※4, ※5 19,507
税金等調整前中間純利益	190,555	230,076	29,495
法人税、住民税及び事業税	46,433	64,943	72,238
法人税等調整額	15,790	△14,720	262,405
法人税等合計	62,223	50,222	334,644
少数株主利益	45,051	56,313	68,308
中間純利益又は中間純損失(△)	83,281	123,540	△373,456

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,420,877	1,420,877	1,420,877
当中間期変動額			
新株の発行	—	430,512	—
当中間期変動額合計	—	430,512	—
当中間期末残高	1,420,877	1,851,389	1,420,877
資本剰余金			
前期末残高	57,826	57,245	57,826
当中間期変動額			
新株の発行	—	434,900	—
自己株式の処分	△67	△75	△580
当中間期変動額合計	△67	434,825	△580
当中間期末残高	57,759	492,070	57,245
利益剰余金			
前期末残高	1,740,610	1,245,085	1,740,610
在外子会社の会計処理変更に伴う期首利益剰余金減少額	△3,132	—	△3,132
当中間期変動額			
剰余金の配当	△59,431	△20,793	△118,833
中間純利益又は中間純損失(△)	83,281	123,540	△373,456
連結子会社の増加に伴う増加	2	3	19
連結子会社の減少に伴う増加	6	0	8
連結子会社の増加に伴う減少	△7	△5	△14
連結子会社の減少に伴う減少	△0	△0	△1
土地再評価差額金の取崩	△108	△5	△114
当中間期変動額合計	23,742	102,740	△492,392
当中間期末残高	1,761,220	1,347,826	1,245,085
自己株式			
前期末残高	△123,989	△124,024	△123,989
当中間期変動額			
自己株式の取得	△423	△137	△943
自己株式の処分	172	107	907
当中間期変動額合計	△251	△29	△35
当中間期末残高	△124,240	△124,054	△124,024

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	3,095,324	2,599,183	3,095,324
在外子会社の会計処理変更に伴う期首利益剰余金減少額	△3,132	—	△3,132
当中間期変動額			
新株の発行	—	865,413	—
剰余金の配当	△59,431	△20,793	△118,833
中間純利益又は中間純損失(△)	83,281	123,540	△373,456
自己株式の取得	△423	△137	△943
自己株式の処分	105	32	326
連結子会社の増加に伴う増加	2	3	19
連結子会社の減少に伴う増加	6	0	8
連結子会社の増加に伴う減少	△7	△5	△14
連結子会社の減少に伴う減少	△0	△0	△1
土地再評価差額金の取崩	△108	△5	△114
当中間期変動額合計	23,424	968,049	△493,008
当中間期末残高	3,115,616	3,567,232	2,599,183
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	550,648	△14,649	550,648
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△87,511	483,412	△565,298
当中間期変動額合計	△87,511	483,412	△565,298
当中間期末残高	463,137	468,762	△14,649
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△75,233	△20,835	△75,233
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△38,921	△778	54,397
当中間期変動額合計	△38,921	△778	54,397
当中間期末残高	△114,154	△21,614	△20,835
土地再評価差額金			
前期末残高	34,910	35,159	34,910
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	141	9	248
当中間期変動額合計	141	9	248
当中間期末残高	35,052	35,169	35,159
為替換算調整勘定			
前期末残高	△27,323	△129,068	△27,323
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△29,784	42,936	△101,744
当中間期変動額合計	△29,784	42,936	△101,744
当中間期末残高	△57,108	△86,132	△129,068

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等合計			
前期末残高	483,002	△129,394	483,002
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△156,075	525,579	△612,396
当中間期変動額合計	△156,075	525,579	△612,396
当中間期末残高	326,926	396,185	△129,394
新株予約権			
前期末残高	43	66	43
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12	8	22
当中間期変動額合計	12	8	22
当中間期末残高	56	74	66
少数株主持分			
前期末残高	1,645,705	2,141,908	1,645,705
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	169,442	△2,434	496,202
当中間期変動額合計	169,442	△2,434	496,202
当中間期末残高	1,815,148	2,139,474	2,141,908
純資産合計			
前期末残高	5,224,076	4,611,764	5,224,076
在外子会社の会計処理変更に伴う期首利益剰余金減少額	△3,132	—	△3,132
当中間期変動額			
新株の発行	—	865,413	—
剰余金の配当	△59,431	△20,793	△118,833
中間純利益又は中間純損失(△)	83,281	123,540	△373,456
自己株式の取得	△423	△137	△943
自己株式の処分	105	32	326
連結子会社の増加に伴う増加	2	3	19
連結子会社の減少に伴う増加	6	0	8
連結子会社の増加に伴う減少	△7	△5	△14
連結子会社の減少に伴う減少	△0	△0	△1
土地再評価差額金の取崩	△108	△5	△114
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	13,379	523,154	△116,171
当中間期変動額合計	36,804	1,491,203	△609,180
当中間期末残高	5,257,748	6,102,967	4,611,764

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書		
	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	190,555	230,076	29,495
減価償却費	58,235	63,449	123,025
減損損失	1,331	1,763	7,363
のれん償却額	6,285	9,037	8,388
持分法による投資損益 (△は益)	6,138	20,042	94,876
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,043	31,386	191,190
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△169	△1,007	102
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,171	△513	△630
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	529	1,764	2,273
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△528	△475	58
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△2,598	△2,167	1,350
資金運用収益	△1,116,721	△858,852	△2,087,348
資金調達費用	438,206	175,688	748,894
有価証券関係損益 (△)	22,916	△35,140	155,831
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△73	71	134
為替差損益 (△は益)	79,578	162,524	184,195
固定資産処分損益 (△は益)	686	△9,014	10,847
特定取引資産の純増 (△) 減	235,921	103,515	△912,601
特定取引負債の純増減 (△)	△335,661	△173,608	1,028,101
貸出金の純増 (△) 減	△1,614,687	942,489	△3,439,852
預金の純増減 (△)	863,036	414,421	3,031,427
譲渡性預金の純増減 (△)	174,126	874,292	4,384,033
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	63,808	△392,066	475,829
有利息預け金の純増 (△) 減	131,845	△521,488	764,080
コールローン等の純増 (△) 減	160,603	△139,234	409,341
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	1,545,202	506,347	119,941
コールマネー等の純増減 (△)	△1,209,619	770,214	△1,186,720
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△1,702,897	△4,654,237	1,857,241
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△230,208	△37,906	2,261
外国為替 (負債) の純増減 (△)	24,004	△64,836	△19,280
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△218	125,969	46,904
短期社債 (負債) の純増減 (△)	16,900	40,921	244,242
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△95,369	△76,950	△283,810
信託勘定借の純増減 (△)	26,136	50,748	△19,878
資金運用による収入	1,124,780	900,996	2,132,561
資金調達による支出	△424,919	△181,357	△765,686
その他	△32,672	△1,095,415	137,137
小計	△1,590,644	△2,818,554	7,475,320
法人税等の支払額	△39,584	△31,796	△107,266
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,630,228	△2,850,350	7,368,053

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△21,349,839	△23,171,622	△53,213,459
有価証券の売却による収入	16,455,015	16,187,876	34,674,690
有価証券の償還による収入	7,584,824	8,304,496	12,176,246
金銭の信託の増加による支出	△1,778	△238	△2,135
金銭の信託の減少による収入	0	—	0
有形固定資産の取得による支出	△100,698	△82,527	△175,632
有形固定資産の売却による収入	8,389	25,663	12,081
無形固定資産の取得による支出	△38,625	△35,692	△74,489
無形固定資産の売却による収入	31	53	58
子会社株式の取得による支出	△21,925	—	△21,925
子会社株式の売却による収入	363	—	363
子会社の自己株式の取得による支出	△20,000	—	△20,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	—	355
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△6,352	△27,153	△8,675
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,725	—	13,264
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,511,133	1,200,855	△6,639,254
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	—	—	5,000
劣後特約付借入金返済による支出	△20,500	△58,000	△92,500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	149,600	251,160	380,600
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△180,885	△181,220	△316,874
株式の発行による収入	—	856,496	—
配当金の支払額	△59,396	△20,822	△118,758
少数株主からの払込みによる収入	376,319	343,000	1,046,529
少数株主への払戻による支出	△186,534	△340,000	△460,564
少数株主への配当金の支払額	△49,990	△47,664	△90,162
自己株式の取得による支出	△423	△137	△943
自己株式の処分による収入	105	32	326
財務活動によるキャッシュ・フロー	28,294	802,845	352,652
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,936	△236	△17,315
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	906,261	△846,885	1,064,136
現金及び現金同等物の期首残高	2,736,752	3,800,890	2,736,752
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	—	△17,407	—
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	0	—	0
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 3,643,014	※1 2,936,596	※1 3,800,890

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 282社 主要な会社名 株式会社三井住友銀行 株式会社みなと銀行 株式会社関西アーバン銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited Manufacturers Bank 三井住友ファイナンス&リース株式会社 三井住友カード株式会社 株式会社クオーク SMBCファイナンスサービス株式会社 SMBCフレンド証券株式会社 株式会社日本総合研究所 SMBC Capital Markets, Inc. なお、プライマス・フィナンシャル・サービス株式会社他26社は株式取得等により、当中間連結会計期間より連結子会社としております。 さくら情報システム株式会社他4社は株式売却に伴う議決権の所有割合の低下等により、当中間連結会計期間より連結子会社から除外しております。 また、エスエムエフエル・フォーマルハウト有限会社他7社は匿名組合方式による賃貸事業を行う業者となったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd. 子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他234社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 連結子会社 293社 主要な会社名 株式会社三井住友銀行 株式会社みなと銀行 株式会社関西アーバン銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited Manufacturers Bank 三井住友銀行(中国)有限公司 三井住友ファイナンス&リース株式会社 三井住友カード株式会社 SMBCファイナンスサービス株式会社 SMBCフレンド証券株式会社 株式会社日本総合研究所 SMBC Capital Markets, Inc. なお、三井住友(中国)有限公司他20社は新規設立等により、当中間連結会計期間より連結子会社としております。 株式会社クオーク他11社は合併等により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外しております。 また、アプリコットナビゲーション有限会社他3社は匿名組合方式による賃貸事業を行う業者となったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd. 子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他218社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 連結子会社 288社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 なお、SMMオートファイナンス株式会社他52社は株式取得等により、当連結会計年度より連結子会社としております。 さくら情報システム株式会社他16社は株式売却に伴う議決権の所有割合の低下等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。 また、エスエムエフエル・フォーマルハウト有限会社他15社は匿名組合方式による賃貸事業を行う業者となったため、当連結会計年度より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd. 子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他225社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 3社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 73社</p> <p>主要な会社名 Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank 住友三井オートサービス株式会社 プロミス株式会社 株式会社セントラルファイナンス 株式会社オーエムシーカード 大和証券エスエムビーシー株式会社 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社 大和住銀投信投資顧問株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社 Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank は株式取得により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としております。 さくら情報システム株式会社他2社は株式売却に伴う議決権の所有割合の低下により、当中間連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法適用の関連会社としております。 また、ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社は議決権の所有割合の増加により連結子会社となったため、株式会社エフバランスは清算により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他234社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項ただし書第2号により、持分法非適用としております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 4社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 76社</p> <p>主要な会社名 住友三井オートサービス株式会社 プロミス株式会社 株式会社セディナ 大和証券エスエムビーシー株式会社 大和SMBCキャピタル株式会社 大和住銀投信投資顧問株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社 株式会社クオークビジネスサポートは議決権の所有割合の低下により子会社から関連会社となったため、その他8社は新規取得により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としております。 また、エイジェイシー株式会社は議決権の所有割合の増加により子会社となったため、株式会社セントラルファイナンス他6社は合併等により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他218社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項ただし書第2号により、持分法非適用としております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 4社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd. Bangkok SMBC Consulting Co., Ltd. は議決権の所有割合の増加により子会社となり、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 75社</p> <p>主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank 他3社は株式取得等により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。 さくら情報システム株式会社他4社は株式売却に伴う議決権の所有割合の低下により、当連結会計年度より連結子会社から除外し、持分法適用の関連会社としております。 また、ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社他1社は議決権の所有割合の増加により子会社となったため、株式会社エフバランス他2社は清算等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他225社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項ただし書第2号により、持分法非適用としております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd. 持分法非適用の関連会社の 中間純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う 額)等のそれぞれの合計額は、 持分法適用の対象から除いて も企業集団の財政状態及び経 営成績に関する合理的な判断 を妨げない程度に重要性が乏 しいものであります。	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd. 持分法非適用の関連会社の 中間純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う 額)等のそれぞれの合計額は、 持分法適用の対象から除いて も企業集団の財政状態及び経 営成績に関する合理的な判断 を妨げない程度に重要性が乏 しいものであります。	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd. 持分法非適用の関連会社の 当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う 額)等のそれぞれの合計額は、 持分法適用の対象から除いて も企業集団の財政状態及び経 営成績に関する合理的な判断 を妨げない程度に重要性が乏 しいものであります。
3 連結子会社の(中間)決 算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は 次のとおりであります。 11月末日 1社 12月末日 6社 1月末日 2社 3月末日 8社 4月末日 2社 5月末日 3社 6月末日 123社 7月末日 13社 8月末日 8社 9月末日 116社 (2) 12月末日を中間決算日とす る連結子会社は6月末日及び 9月末日現在、11月末日、1 月末日、3月末日、5月末日 及び7月末日を中間決算日と する連結子会社は9月末日現 在、4月末日を中間決算日と する連結子会社については7 月末日及び9月末日現在で実 施した仮決算に基づく財務諸 表により、また、その他の連 結子会社については、それぞ れの間接決算日の財務諸表に より連結しております。 中間連結決算日と上記の中 間決算日等との間に生じた重 要な取引については、必要な 調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は 次のとおりであります。 11月末日 1社 12月末日 4社 1月末日 2社 3月末日 6社 4月末日 2社 5月末日 4社 6月末日 129社 7月末日 17社 8月末日 8社 9月末日 120社 (2) 11月末日、12月末日、1月 末日、3月末日及び5月末日 を中間決算日とする連結子会 社は9月末日現在、4月末日 を中間決算日とする連結子会 社は7月末日及び9月末日現 在、並びに一部の6月末日及 び7月末日を中間決算日とす る連結子会社については9月 末日現在で実施した仮決算に 基づく財務諸表により、ま た、その他の連結子会社につ いては、それぞれの間接決算 日の財務諸表により連結して おります。 中間連結決算日と上記の中 間決算日等との間に生じた重 要な取引については、必要な 調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次の とおりであります。 5月末日 1社 6月末日 6社 7月末日 2社 9月末日 5社 10月末日 2社 11月末日 4社 12月末日 125社 1月末日 15社 2月末日 7社 3月末日 121社 (2) 5月末日、7月末日、9月 末日、11月末日及び1月末日 を決算日とする連結子会社は 3月末日現在、6月末日を決 算日とする連結子会社は12月 末日及び3月末日現在、10月 末日を決算日とする連結子会 社については1月末日及び3 月末日現在で実施した仮決算 に基づく財務諸表により、ま た、その他の連結子会社につ いてはそれぞれの決算日の財 務諸表により連結してござい ます。 なお、平成21年1月及び2 月に設立された12月末日を決 算日とする在外連結子会社に ついては、3月末日現在で実 施した仮決算に基づく財務諸 表により連結してございませ ん。 連結決算日と上記の決算日 等との間に生じた重要な取引 については、必要な調整を行 っております。
4 開示対象特別目的会社 に関する事項	(1) 開示対象特別目的会社の概 要及び開示対象特別目的会社 を利用した取引の概要 当社の連結子会社である三 井住友銀行は、顧客から売掛 債権の金銭債権買取業務等 を行う特別目的会社(ケイマン 法人及び有限責任中間法人等 の形態によっております。)14社 に係る借入及びコマースャ ル・ペーパーでの資金調達に 関し、貸出金、信用枠及び流 動性枠を供与しております。 特別目的会社14社の直近の 決算日における資産総額(単純 合算)は、3,156,882百万円、 負債総額(単純合算)は 3,157,122百万円でありませ ん。 なお、いずれの特別目的会社 についても、三井住友銀行は 議決権のある株式等は有して おらず、役員や従業員の派遣 もありません。	(1) 開示対象特別目的会社の概 要及び開示対象特別目的会社 を利用した取引の概要 当社の連結子会社である三 井住友銀行は、顧客から売掛 債権の金銭債権買取業務等 を行う特別目的会社(ケイマン 法人及び一般社団法人等の形 態によっております。)13社に 係る借入及びコマースャ ル・ペーパーでの資金調達に 関し、貸出金、信用枠及び流 動性枠を供与しております。 特別目的会社13社の直近の 決算日における資産総額(単純 合算)は、2,874,012百万円、 負債総額(単純合算)は 2,874,287百万円でありませ ん。 なお、いずれの特別目的会社 についても、三井住友銀行は 議決権のある出資等は有して おらず、役員や従業員の派遣 もありません。	(1) 開示対象特別目的会社の概 要及び開示対象特別目的会社 を利用した取引の概要 当社の連結子会社である三 井住友銀行は、顧客から売掛 債権の金銭債権買取業務等 を行う特別目的会社(ケイマン 法人及び一般社団法人等の形 態によっております。)14社に 係る借入及びコマースャ ル・ペーパーでの資金調達に 関し、貸出金、信用枠及び流 動性枠を供与しております。 特別目的会社14社の直近の 決算日における資産総額(単純 合算)は、3,140,527百万円、 負債総額(単純合算)は 3,140,894百万円でありませ ん。 なお、いずれの特別目的会社 についても、三井住友銀行は 議決権のある出資等は有して おらず、役員や従業員の派遣 もありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 (単位：百万円)	(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 (単位：百万円)	(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 (単位：百万円)
	主な取引の当中間連結会計期間末残高 (平成20年9月30日現在)	主な取引の当中間連結会計期間末残高 (平成21年9月30日現在)	主な取引の当連結会計年度末残高 (平成21年3月31日現在)
	(項目) (金額)	(項目) (金額)	(項目) (金額)
	貸出金 2,108,937	貸出金 1,635,735	貸出金 1,851,401
	信用枠 762,145	信用枠 534,194	信用枠 824,149
	流動性枠 494,198	流動性枠 297,386	流動性枠 394,533
	(単位：百万円)	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	主な損益 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	主な損益 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	主な損益 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(項目) (金額)	(項目) (金額)	(項目) (金額)
	貸出金利息 12,532	貸出金利息 9,015	貸出金利息 26,092
	役務取引等収益 1,049	役務取引等収益 1,129	役務取引等収益 2,133
5 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式(外国株式を含む。)については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>② 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式(外国株式を含む。)については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>② 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の有形固定資産は、定額法(ただし、建物以外については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 その他 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の有形固定資産は、定額法(ただし、建物以外については定率法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 その他 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	③ リース資産 同左	③ リース資産 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、連結子会社である三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3か月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、連結子会社である三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3か月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、連結子会社である三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3か月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は639,385百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は809,835百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は717,010百万円であります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ。)への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末の要支給額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。</p>
	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5及び第48条の3の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準</p> <p>受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。</p> <p>② オペレーティング・リース取引の収益の計上基準</p> <p>主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。</p> <p>③ 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準</p> <p>主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。</p>	<p>(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準</p> <p>同左</p> <p>② オペレーティング・リース取引の収益の計上基準</p> <p>同左</p> <p>③ 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(13) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準</p> <p>同左</p> <p>② オペレーティング・リース取引の収益の計上基準</p> <p>同左</p> <p>③ 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法・金利リスク・ヘッジ</p> <p>連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法・金利リスク・ヘッジ</p> <p>連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法・金利リスク・ヘッジ</p> <p>連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は11,131百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は8,832百万円(同前)であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>連結子会社である三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づく繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p>	<p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は4,206百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は3,567百万円(同前)であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は6,921百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は5,688百万円(同前)であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>・連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、三井住友銀行以外の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。また、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められた処理を行っております。</p>	<p>・連結会社間取引等</p> <p>同左</p>	<p>・連結会社間取引等</p> <p>同左</p>
	(14) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14) 消費税等の会計処理 同左	(15) 消費税等の会計処理 同左
	(15) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社及び国内連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(15) 税効果会計に関する事項 同左	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
6 のれん及び負ののれん の償却に関する事項	SMBCフレンド証券株式会社及び三井住友ファイナンス&リース株式会社に係るのれんは20年間の均等償却、その他については発生年度に全額償却しております。	同左	同左
7 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金、無利息預け金及び日本銀行への預け金であります。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金、無利息預け金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、期首における利益剰余金が3,132百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、期首における利益剰余金が3,132百万円減少しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、借手側は平成19年連結会計年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとして「有形固定資産」及び「無形固定資産」に計上しております。また、貸手側は平成19年連結会計年度末におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、借手側は平成19年連結会計年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとして「有形固定資産」中のリース資産及び「無形固定資産」中のリース資産に計上しております。また、貸手側は平成19年連結会計年度末におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が2,039,354百万円、「有形固定資産」が2,427百万円、「無形固定資産」が460百万円増加し、「貸出金」が167,292百万円、「リース資産」が1,268,233百万円、「その他資産」が673,062百万円、「その他負債」が66,963百万円減少しております。また、「資金運用収益」が34,311百万円増加し、「資金調達費用」が416百万円、「その他業務収益」が385,533百万円、「その他業務費用」が351,378百万円、「営業経費」が50百万円減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>		<p>これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が1,968,347百万円、「有形固定資産」中のリース資産が7,206百万円、「無形固定資産」中のリース資産が480百万円増加し、「貸出金」が138,788百万円、「リース資産」が1,205,021百万円、「その他資産」が662,005百万円、「その他負債」が32,205百万円減少しております。また、「資金運用収益」中のリース受入利息が77,772百万円増加し、「資金運用収益」中の貸出金利息が7,659百万円、「資金調達費用」中のその他の支払利息が639百万円、「その他業務収益」中の賃貸料収入が503,389百万円、割賦売上高が242,763百万円、その他の業務収益が810百万円、「その他業務費用」中の賃貸原価が472,005百万円、割賦原価が206,456百万円、「営業経費」が178百万円減少しております。この結果、経常利益は2,430百万円増加し、特別損益を勘案した税金等調整前当期純利益は2,423百万円増加しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、従来の「リース資産」に含めて表示しておりましたオペレーティング・リース取引の貸手側のリース資産(前中間連結会計期間末102,535百万円、当中間連結会計期間末155,357百万円)は、重要性が低下したため、当中間連結会計期間より「有形固定資産」、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>_____</p>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「子会社株式売却損益及び子会社の増資に伴う持分変動損益(△)」(当中間連結会計期間△167百万円)は、重要性が低下したため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>_____</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
<p>株式の分割</p> <p>当社は、平成21年1月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」という。)の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成20年5月16日開催の取締役会において、「決済合理化法」の施行日の前日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。また、平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会において、発行済株式総数等の増加及び普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度の採用等を目的とした定款等の一部変更を決議いたしました。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間連結会計期間及び前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当中間連結会計期間における1株当たり情報はそれぞれ次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="172 1032 564 1267"> <thead> <tr> <th colspan="2">前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>4,601円69銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益金額</td> <td>216円94銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額</td> <td>208円41銭</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="172 1294 564 1529"> <thead> <tr> <th colspan="2">当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>4,049円76銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益金額</td> <td>100円92銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額</td> <td>99円64銭</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="172 1556 564 1792"> <thead> <tr> <th colspan="2">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>4,245円46銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>592円98銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額</td> <td>566円57銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		1株当たり純資産額	4,601円69銭	1株当たり中間純利益金額	216円94銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	208円41銭	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		1株当たり純資産額	4,049円76銭	1株当たり中間純利益金額	100円92銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	99円64銭	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		1株当たり純資産額	4,245円46銭	1株当たり当期純利益金額	592円98銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	566円57銭	<p>新株式の発行</p> <p>平成21年6月22日付で1株当たりの発行価格3,928円、発行価額3,766円として219,700千株の募集による新株式発行を行っております。また、1株当たりの売出価格3,928円として15,300千株のオーバーアロットメントによる売出しを行ったことに関連して、平成21年7月27日付で1株当たりの発行価額3,766円として当該オーバーアロットメントによる売出しを行った引受証券会社に対する8,931千株の第三者割当による新株式発行を行っております。これらの発行等に係る引受契約においては、発行価額の総額をもって引受価額の総額とし、引受手数料は支払わないこととされており、従って、その他経常費用にはこれらの発行等に係る引受手数料相当額37,038百万円は含まれておりません。なお、1株当たり発行価額のうち、1,883円を資本金に、1,883円を資本剰余金に組み入れております。</p> <p>また、これらの発行等に係る引受契約において連結子会社及び持分法適用の関連会社が計上した利益のうち親会社持分相当額4,387百万円は、中間連結財務諸表上、資本剰余金の増加として処理しております。</p>	<p>その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来連結会計年度末日における市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、当連結会計年度から、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が117,757百万円増加、「繰延税金資産」が47,508百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が67,741百万円、「少数株主持分」が2,508百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>
前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)																										
1株当たり純資産額	4,601円69銭																									
1株当たり中間純利益金額	216円94銭																									
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	208円41銭																									
当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)																										
1株当たり純資産額	4,049円76銭																									
1株当たり中間純利益金額	100円92銭																									
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	99円64銭																									
前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																										
1株当たり純資産額	4,245円46銭																									
1株当たり当期純利益金額	592円98銭																									
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	566円57銭																									

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>その他有価証券の時価評価の一部見直し</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来中間連結決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、当中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が153,847百万円増加、「繰延税金資産」が62,055百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が88,504百万円、「少数株主持分」が3,287百万円増加しております。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>子会社の企業結合関係 クレジットカード事業会社の合併</p> <p>(1) 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合を行う主な理由、企業結合日及び企業結合の法的形式</p> <p>① 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容</p> <p>結合企業 株式会社オーエムシーカード (事業の内容：クレジットカード業)</p> <p>被結合企業 株式会社セントラルファイナンス(事業の内容：個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業)</p> <p>被結合企業 株式会社クオーク(事業の内容：個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業)</p> <p>② 企業結合を行う主な理由 現在クレジットカード市場は、小額決済を始めとする新たな決済領域の拡大やポイントプログラムの浸透などにより、着実な拡大を続けており、今後も公金分野の拡大などでなお一層の成長が見込まれています。一方、電子マネーなどの新技術・新サービスの開発や顧客ニーズの深耕化・高度化・多様化に対応したシステム投資、貸金業法の施行など、業界を取り巻く経営環境が劇的に変化しており、大きな転換期を迎えています。個品割賦事業についても、消費者保護強化の流れの中で割賦販売法の改正が進められており、新たなビジネスモデルの確立に向けて、事業の再構築が求められています。</p> <p>このような環境認識の下、株式会社セントラルファイナンス(以下、「CF」という。)、株式会社オーエムシーカード(以下、「OMCカード」という。)及び株式会社クオーク(以下、「クオーク」という。)は、各社の顧客基盤、営業力、ノウハウ等を結集・融合し、クレジットカード事業と個品割賦事業を核として、専門性と機動性に溢れたわが国最大級のコンシューマー・ファイナンス会社を実現すべく、平成20年9月29日付で、平成21年4月1日を合併期日とする3社の合併について最終的に合意し、同日開催の各社取締役会で決議の上、合併契約を締結いたしました。</p> <p>③ 企業結合日 平成21年4月1日(予定)</p> <p>④ 企業結合の法的形式 OMCカードを存続会社とする吸収合併方式とし、CF、クオークは解散いたします。 (合併会社の商号：株式会社セディナ)</p>		

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式499,814百万円及び出資金5,820百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計25,921百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は14,639百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは203,964百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は235,546百万円、延滞債権額は771,896百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式490,709百万円及び出資金5,816百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計33,565百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,201,607百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは126,387百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は245,109百万円、延滞債権額は1,132,394百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式463,939百万円及び出資金6,025百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及びその他の証券に合計33,312百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,717,335百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは188,715百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は292,088百万円、延滞債権額は1,019,352百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は41,703百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は366,295百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,415,443百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は787,594百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は51,983百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は220,384百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,649,873百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は533,069百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は36,162百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は238,713百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,586,317百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は686,407百万円であります。</p>

前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)																																																																																																		
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>147,466百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>177,960百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>7,008,995百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>764,979百万円</td></tr> <tr><td>リース債権及びリース投資資産</td><td>48,613百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>11,294百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>3,209百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>29,551百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>945,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>984,841百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>4,010,068百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>115,030百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,570,225百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>16,085百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>145,755百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金14,223百万円、特定取引資産746,248百万円、有価証券3,043,177百万円、買入金銭債権2,660百万円及び貸出金1,104,955百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は88,002百万円、先物取引差入証拠金は8,869百万円であります。</p>	現金預け金	147,466百万円	特定取引資産	177,960百万円	有価証券	7,008,995百万円	貸出金	764,979百万円	リース債権及びリース投資資産	48,613百万円	有形固定資産	11,294百万円	その他資産 (延払資産等)	3,209百万円	預金	29,551百万円	コールマネー及び売渡手形	945,000百万円	売現先勘定	984,841百万円	債券貸借取引受入担保金	4,010,068百万円	特定取引負債	115,030百万円	借入金	1,570,225百万円	その他負債	16,085百万円	支払承諾	145,755百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>223,777百万円</td></tr> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td>198,937百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>1,834百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>910,516百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,786,414百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>2,775,843百万円</td></tr> <tr><td>リース債権及びリース投資資産</td><td>32,291百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>17,326百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>2,430百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>25,171百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,504,590百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>1,047,080百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>2,909,465百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>403,073百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,792,122百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>13,760百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>121,859百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金24,118百万円、特定取引資産98,518百万円、有価証券12,994,550百万円及び貸出金1,930,012百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は86,798百万円、先物取引差入証拠金は8,695百万円であります。</p>	現金預け金	223,777百万円	コールローン及び買入手形	198,937百万円	買入金銭債権	1,834百万円	特定取引資産	910,516百万円	有価証券	4,786,414百万円	貸出金	2,775,843百万円	リース債権及びリース投資資産	32,291百万円	有形固定資産	17,326百万円	その他資産 (延払資産等)	2,430百万円	預金	25,171百万円	コールマネー及び売渡手形	1,504,590百万円	売現先勘定	1,047,080百万円	債券貸借取引受入担保金	2,909,465百万円	特定取引負債	403,073百万円	借入金	1,792,122百万円	その他負債	13,760百万円	支払承諾	121,859百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>339,948百万円</td></tr> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td>259,186百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>2,020百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>610,146百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>8,049,756百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,062,015百万円</td></tr> <tr><td>リース債権及びリース投資資産</td><td>41,993百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>11,153百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>2,165百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>27,060百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,266,265百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>778,993百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>6,332,775百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>594,121百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,970,209百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>4,587百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>134,530百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金19,380百万円、特定取引資産52,843百万円、有価証券11,172,095百万円及び貸出金284,157百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は85,892百万円、先物取引差入証拠金は6,252百万円であります。</p>	現金預け金	339,948百万円	コールローン及び買入手形	259,186百万円	買入金銭債権	2,020百万円	特定取引資産	610,146百万円	有価証券	8,049,756百万円	貸出金	3,062,015百万円	リース債権及びリース投資資産	41,993百万円	有形固定資産	11,153百万円	その他資産 (延払資産等)	2,165百万円	預金	27,060百万円	コールマネー及び売渡手形	1,266,265百万円	売現先勘定	778,993百万円	債券貸借取引受入担保金	6,332,775百万円	特定取引負債	594,121百万円	借入金	1,970,209百万円	その他負債	4,587百万円	支払承諾	134,530百万円
現金預け金	147,466百万円																																																																																																			
特定取引資産	177,960百万円																																																																																																			
有価証券	7,008,995百万円																																																																																																			
貸出金	764,979百万円																																																																																																			
リース債権及びリース投資資産	48,613百万円																																																																																																			
有形固定資産	11,294百万円																																																																																																			
その他資産 (延払資産等)	3,209百万円																																																																																																			
預金	29,551百万円																																																																																																			
コールマネー及び売渡手形	945,000百万円																																																																																																			
売現先勘定	984,841百万円																																																																																																			
債券貸借取引受入担保金	4,010,068百万円																																																																																																			
特定取引負債	115,030百万円																																																																																																			
借入金	1,570,225百万円																																																																																																			
その他負債	16,085百万円																																																																																																			
支払承諾	145,755百万円																																																																																																			
現金預け金	223,777百万円																																																																																																			
コールローン及び買入手形	198,937百万円																																																																																																			
買入金銭債権	1,834百万円																																																																																																			
特定取引資産	910,516百万円																																																																																																			
有価証券	4,786,414百万円																																																																																																			
貸出金	2,775,843百万円																																																																																																			
リース債権及びリース投資資産	32,291百万円																																																																																																			
有形固定資産	17,326百万円																																																																																																			
その他資産 (延払資産等)	2,430百万円																																																																																																			
預金	25,171百万円																																																																																																			
コールマネー及び売渡手形	1,504,590百万円																																																																																																			
売現先勘定	1,047,080百万円																																																																																																			
債券貸借取引受入担保金	2,909,465百万円																																																																																																			
特定取引負債	403,073百万円																																																																																																			
借入金	1,792,122百万円																																																																																																			
その他負債	13,760百万円																																																																																																			
支払承諾	121,859百万円																																																																																																			
現金預け金	339,948百万円																																																																																																			
コールローン及び買入手形	259,186百万円																																																																																																			
買入金銭債権	2,020百万円																																																																																																			
特定取引資産	610,146百万円																																																																																																			
有価証券	8,049,756百万円																																																																																																			
貸出金	3,062,015百万円																																																																																																			
リース債権及びリース投資資産	41,993百万円																																																																																																			
有形固定資産	11,153百万円																																																																																																			
その他資産 (延払資産等)	2,165百万円																																																																																																			
預金	27,060百万円																																																																																																			
コールマネー及び売渡手形	1,266,265百万円																																																																																																			
売現先勘定	778,993百万円																																																																																																			
債券貸借取引受入担保金	6,332,775百万円																																																																																																			
特定取引負債	594,121百万円																																																																																																			
借入金	1,970,209百万円																																																																																																			
その他負債	4,587百万円																																																																																																			
支払承諾	134,530百万円																																																																																																			
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,026,021百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,631,678百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,975,553百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが36,251,251百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,983,526百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,012,566百万円あります。</p>																																																																																																		

前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 連結子会社である三井住友銀行及びその他の一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、一部の持分法適用の関連会社も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 連結子会社である三井住友銀行及びその他の一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、一部の持分法適用の関連会社も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 連結子会社である三井住友銀行及びその他の一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、一部の持分法適用の関連会社も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
<p>再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。 その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 611,034百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金503,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債2,245,437百万円が含まれております。</p> <p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,216,409百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。 その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 634,004百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金378,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債2,330,453百万円が含まれております。</p> <p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,218,942百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。 その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 616,324百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金436,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債2,281,687百万円が含まれております。</p> <p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,304,890百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益7,632百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額133,930百万円、貸出金償却153,570百万円、株式等償却25,752百万円、延滞債権等を売却したことによる損失14,846百万円及び持分法による投資損失6,138百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、固定資産処分益912百万円、償却債権取立益924百万円及び金融商品取引責任準備金取崩額686百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損1,599百万円及び減損損失1,331百万円であります。</p> <p>※5 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益4,325百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額112,330百万円、貸出金償却118,308百万円、株式等償却10,597百万円、延滞債権等を売却したことによる損失23,914百万円及び持分法による投資損失20,042百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、固定資産処分益10,294百万円、償却債権取立益526百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損1,279百万円及び減損損失1,763百万円であります。</p> <p>※5 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益15,242百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額402,807百万円、貸出金償却302,353百万円、株式等償却191,117百万円、延滞債権等を売却したことによる損失62,549百万円及び持分法による投資損失94,876百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、固定資産処分益1,297百万円、償却債権取立益1,708百万円及び金融商品取引責任準備金取崩額686百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損12,144百万円及び減損損失7,363百万円であります。</p> <p>※5 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 16物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>403</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近畿圏</td> <td>営業用 店舗 2ヵ店</td> <td rowspan="2">土地、 建物等</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 5物件</td> <td>578</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 8物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	遊休資産 16物件	土地、 建物等	403	近畿圏	営業用 店舗 2ヵ店	土地、 建物等	162	遊休資産 5物件	578	その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	186	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">首都圏</td> <td>営業用 店舗 1ヵ店</td> <td rowspan="3">土地、 建物等</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>共用資産 1物件</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 23物件</td> <td>403</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>遊休資産 22物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>1,107</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 9物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>222</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	営業用 店舗 1ヵ店	土地、 建物等	13	共用資産 1物件	17	遊休資産 23物件	403	近畿圏	遊休資産 22物件	土地、 建物等	1,107	その他	遊休資産 9物件	土地、 建物等	222	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">首都圏</td> <td>営業用 店舗 1ヵ店</td> <td rowspan="4">土地、 建物等</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>共用資産 1物件</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 24物件</td> <td>664</td> </tr> <tr> <td>その他 6物件</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">近畿圏</td> <td>営業用 店舗 5ヵ店</td> <td rowspan="3">土地、 建物等</td> <td>389</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 10物件</td> <td>607</td> </tr> <tr> <td>その他 4物件</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 9物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>179</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	営業用 店舗 1ヵ店	土地、 建物等	57	共用資産 1物件	4,700	遊休資産 24物件	664	その他 6物件	444	近畿圏	営業用 店舗 5ヵ店	土地、 建物等	389	遊休資産 10物件	607	その他 4物件	318	その他	遊休資産 9物件	土地、 建物等	179
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																															
首都圏	遊休資産 16物件	土地、 建物等	403																																																															
近畿圏	営業用 店舗 2ヵ店	土地、 建物等	162																																																															
	遊休資産 5物件		578																																																															
その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	186																																																															
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																															
首都圏	営業用 店舗 1ヵ店	土地、 建物等	13																																																															
	共用資産 1物件		17																																																															
	遊休資産 23物件		403																																																															
近畿圏	遊休資産 22物件	土地、 建物等	1,107																																																															
その他	遊休資産 9物件	土地、 建物等	222																																																															
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																															
首都圏	営業用 店舗 1ヵ店	土地、 建物等	57																																																															
	共用資産 1物件		4,700																																																															
	遊休資産 24物件		664																																																															
	その他 6物件		444																																																															
近畿圏	営業用 店舗 5ヵ店	土地、 建物等	389																																																															
	遊休資産 10物件		607																																																															
	その他 4物件		318																																																															
その他	遊休資産 9物件	土地、 建物等	179																																																															

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>連結子会社である三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、その他の連結会社については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間は、三井住友銀行では遊休資産について、また、その他の連結子会社については、営業用店舗について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>	<p>連結子会社である三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、その他の連結会社については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間は、三井住友銀行では共用資産及び遊休資産について、また、その他の連結子会社については、営業用店舗及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>	<p>連結子会社である三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、その他の連結会社については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度は、三井住友銀行では共用資産及び遊休資産について、また、その他の連結子会社については、営業用店舗、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,733,653.77	157,151	—	7,890,804.77	(注) 1
第1回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第2回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第3回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第4回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第5回第四種優先株式	4,175	—	4,175	—	(注) 2
第6回第四種優先株式	4,175	—	4,175	—	(注) 2
第7回第四種優先株式	4,175	—	4,175	—	(注) 2
第8回第四種優先株式	4,175	—	4,175	—	(注) 2
第9回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第10回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第11回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第12回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第1回第六種優先株式	70,001	—	—	70,001	
合計	7,853,754.77	157,151	16,700	7,994,205.77	
自己株式					
普通株式	168,997.41	534.46	142.19	169,389.68	(注) 3
第5回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注) 2
第6回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注) 2
第7回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注) 2
第8回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注) 2
合計	168,997.41	17,234.46	16,842.19	169,389.68	

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加157,151株は、平成20年4月30日の第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式に係る取得請求権の行使によるものであります。

2 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の各自己株式の増加4,175株は、平成20年4月30日に、取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。

また、第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の各発行済株式総数の減少4,175株及び各自己株式の減少4,175株は、平成20年5月16日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

3 普通株式の自己株式の増加534.46株は、端株の買取りによる増加であります。

また、普通株式の自己株式の減少142.19株は、端株の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—		
連結子会社	—		—			56		
合計						56		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	53,655	7,000	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第1回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第2回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第3回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第4回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第5回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第6回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第7回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第8回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第9回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第10回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第11回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第12回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	54,753	利益剰余金	7,000	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第1回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第2回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第3回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第4回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第9回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第10回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第11回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第12回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
		第1回第六種優先株式	3,097	利益剰余金	44,250	平成20年9月30日

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	789,080,477	228,631,300	—	1,017,711,777	(注) 1
第1回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第2回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第3回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第4回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第9回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第10回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第11回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第12回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第1回第六種優先株式	70,001	—	—	70,001	
合計	789,183,878	228,631,300	—	1,017,815,178	
自己株式					
普通株式	17,028,466	36,845	9,159	17,056,152	(注) 2
合計	17,028,466	36,845	9,159	17,056,152	

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加228,631,300株は、平成21年6月22日付で募集による新株式発行を行ったことによる増加219,700,000株及び平成21年7月27日付で第三者割当による新株式発行を行ったことによる増加8,931,300株であります。

2 普通株式の自己株式の増加36,845株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
また、普通株式の自己株式の減少9,159株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—		
連結子会社	—	—	—	—	—	74		
合計						74		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	15,707	20	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1回第四種優先株式	281	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第2回第四種優先株式	281	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第3回第四種優先株式	281	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第4回第四種優先株式	281	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第9回第四種優先株式	281	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第10回第四種優先株式	281	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第11回第四種優先株式	281	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第12回第四種優先株式	281	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	45,629	利益剰余金	45	平成21年9月30日	平成21年12月4日
	第1回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年9月30日	平成21年12月4日
	第2回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年9月30日	平成21年12月4日
	第3回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年9月30日	平成21年12月4日
	第4回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年9月30日	平成21年12月4日
	第9回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年9月30日	平成21年12月4日
	第10回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年9月30日	平成21年12月4日
	第11回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年9月30日	平成21年12月4日
	第12回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年9月30日	平成21年12月4日
	第1回第六種優先株式	3,097	利益剰余金	44,250	平成21年9月30日	平成21年12月4日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,733,653.77	781,346,823.23	—	789,080,477	(注) 1
第1回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第2回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第3回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第4回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第5回第四種優先株式	4,175	—	4,175	—	(注) 2
第6回第四種優先株式	4,175	—	4,175	—	(注) 2
第7回第四種優先株式	4,175	—	4,175	—	(注) 2
第8回第四種優先株式	4,175	—	4,175	—	(注) 2
第9回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第10回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第11回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第12回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175	
第1回第六種優先株式	70,001	—	—	70,001	
合計	7,853,754.77	781,346,823.23	16,700	789,183,878	
自己株式					
普通株式	168,997.41	16,887,475.04	28,006.45	17,028,466	(注) 3
第5回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注) 2
第6回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注) 2
第7回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注) 2
第8回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注) 2
合計	168,997.41	16,904,175.04	44,706.45	17,028,466	

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加781,346,823.23株は、平成20年4月30日の第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式に係る取得請求権の行使による増加157,151株並びに平成21年1月4日の株式分割による増加781,189,672.23株であります。

2 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の各自己株式の増加4,175株は、平成20年4月30日に、取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。

また、第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の各発行済株式総数の減少4,175株及び各自己株式の減少4,175株は、平成20年5月16日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

3 普通株式の自己株式の増加16,887,475.04株は、端株及び単元未満株式の買取りによる増加68,904.66株、株式交換に対する反対株主の買取請求に伴う自己株式の取得による増加539株並びに平成21年1月4日の株式分割による増加16,818,031.38株であります。

また、普通株式の自己株式の減少28,006.45株は、端株及び単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度			
				増加	減少		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
連結子会社	—		—			66	
合計						66	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	53,655	7,000	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第1回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第2回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第3回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第4回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第5回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第6回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第7回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第8回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第9回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第10回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第11回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第12回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年11月14日 取締役会	第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	普通株式	54,753	7,000	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第1回第四種優先株式	281	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第2回第四種優先株式	281	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第3回第四種優先株式	281	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第4回第四種優先株式	281	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第9回第四種優先株式	281	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第10回第四種優先株式	281	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第11回第四種優先株式	281	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
第12回第四種優先株式	281	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日	
第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成20年9月30日	平成20年12月5日	

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	15,707	利益剰余金	20	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第2回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第3回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第4回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第9回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第10回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第11回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第12回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1回第六種優先株式	3,097	利益剰余金	44,250	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,791,259</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△2,148,245</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">3,643,014</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	5,791,259	有利息預け金	△2,148,245	現金及び現金同等物	3,643,014	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,886,294</td> </tr> <tr> <td>日本銀行への預け金を除く有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△1,949,697</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2,936,596</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	4,886,294	日本銀行への預け金を除く有利息預け金	△1,949,697	現金及び現金同等物	2,936,596	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成21年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,241,694</td> </tr> <tr> <td>日本銀行への預け金を除く有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△1,440,804</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">3,800,890</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	5,241,694	日本銀行への預け金を除く有利息預け金	△1,440,804	現金及び現金同等物	3,800,890
現金預け金勘定	5,791,259																			
有利息預け金	△2,148,245																			
現金及び現金同等物	3,643,014																			
現金預け金勘定	4,886,294																			
日本銀行への預け金を除く有利息預け金	△1,949,697																			
現金及び現金同等物	2,936,596																			
現金預け金勘定	5,241,694																			
日本銀行への預け金を除く有利息預け金	△1,440,804																			
現金及び現金同等物	3,800,890																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																																
<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、事務システム機器等及び店用車であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 貸手側</p> <p>① リース投資資産の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>リース料債権部分</td><td>1,538,106百万円</td></tr> <tr><td>見積残存価額部分</td><td>129,550百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>△295,845百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,371,810百万円</td></tr> </table> <p>② リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>226,905</td><td>468,875</td></tr> <tr><td>1年超 2年以内</td><td>175,092</td><td>338,650</td></tr> <tr><td>2年超 3年以内</td><td>145,323</td><td>246,164</td></tr> <tr><td>3年超 4年以内</td><td>80,327</td><td>164,218</td></tr> <tr><td>4年超 5年以内</td><td>56,047</td><td>115,203</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>62,028</td><td>204,994</td></tr> <tr><td>合計</td><td>745,725</td><td>1,538,106</td></tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	1,538,106百万円	見積残存価額部分	129,550百万円	受取利息相当額	△295,845百万円	合計	1,371,810百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	226,905	468,875	1年超 2年以内	175,092	338,650	2年超 3年以内	145,323	246,164	3年超 4年以内	80,327	164,218	4年超 5年以内	56,047	115,203	5年超	62,028	204,994	合計	745,725	1,538,106	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、店舗及び事務システム機器等であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 貸手側</p> <p>① リース投資資産の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>リース料債権部分</td><td>1,426,508百万円</td></tr> <tr><td>見積残存価額部分</td><td>105,249百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>△245,894百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,285,862百万円</td></tr> </table> <p>② リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>243,031</td><td>439,785</td></tr> <tr><td>1年超 2年以内</td><td>175,763</td><td>321,542</td></tr> <tr><td>2年超 3年以内</td><td>109,427</td><td>231,046</td></tr> <tr><td>3年超 4年以内</td><td>77,085</td><td>165,667</td></tr> <tr><td>4年超 5年以内</td><td>36,809</td><td>87,896</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>61,328</td><td>180,570</td></tr> <tr><td>合計</td><td>703,444</td><td>1,426,508</td></tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	1,426,508百万円	見積残存価額部分	105,249百万円	受取利息相当額	△245,894百万円	合計	1,285,862百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	243,031	439,785	1年超 2年以内	175,763	321,542	2年超 3年以内	109,427	231,046	3年超 4年以内	77,085	165,667	4年超 5年以内	36,809	87,896	5年超	61,328	180,570	合計	703,444	1,426,508	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、店舗及び事務システム機器等であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 貸手側</p> <p>① リース投資資産の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>リース料債権部分</td><td>1,444,731百万円</td></tr> <tr><td>見積残存価額部分</td><td>111,273百万円</td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>△247,788百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,308,216百万円</td></tr> </table> <p>② リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>244,758</td><td>445,841</td></tr> <tr><td>1年超 2年以内</td><td>179,297</td><td>324,231</td></tr> <tr><td>2年超 3年以内</td><td>129,660</td><td>232,671</td></tr> <tr><td>3年超 4年以内</td><td>79,425</td><td>155,177</td></tr> <tr><td>4年超 5年以内</td><td>49,624</td><td>91,276</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>56,683</td><td>195,533</td></tr> <tr><td>合計</td><td>739,450</td><td>1,444,731</td></tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	1,444,731百万円	見積残存価額部分	111,273百万円	受取利息相当額	△247,788百万円	合計	1,308,216百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	244,758	445,841	1年超 2年以内	179,297	324,231	2年超 3年以内	129,660	232,671	3年超 4年以内	79,425	155,177	4年超 5年以内	49,624	91,276	5年超	56,683	195,533	合計	739,450	1,444,731
リース料債権部分	1,538,106百万円																																																																																																	
見積残存価額部分	129,550百万円																																																																																																	
受取利息相当額	△295,845百万円																																																																																																	
合計	1,371,810百万円																																																																																																	
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																
1年以内	226,905	468,875																																																																																																
1年超 2年以内	175,092	338,650																																																																																																
2年超 3年以内	145,323	246,164																																																																																																
3年超 4年以内	80,327	164,218																																																																																																
4年超 5年以内	56,047	115,203																																																																																																
5年超	62,028	204,994																																																																																																
合計	745,725	1,538,106																																																																																																
リース料債権部分	1,426,508百万円																																																																																																	
見積残存価額部分	105,249百万円																																																																																																	
受取利息相当額	△245,894百万円																																																																																																	
合計	1,285,862百万円																																																																																																	
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																
1年以内	243,031	439,785																																																																																																
1年超 2年以内	175,763	321,542																																																																																																
2年超 3年以内	109,427	231,046																																																																																																
3年超 4年以内	77,085	165,667																																																																																																
4年超 5年以内	36,809	87,896																																																																																																
5年超	61,328	180,570																																																																																																
合計	703,444	1,426,508																																																																																																
リース料債権部分	1,444,731百万円																																																																																																	
見積残存価額部分	111,273百万円																																																																																																	
受取利息相当額	△247,788百万円																																																																																																	
合計	1,308,216百万円																																																																																																	
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																
1年以内	244,758	445,841																																																																																																
1年超 2年以内	179,297	324,231																																																																																																
2年超 3年以内	129,660	232,671																																																																																																
3年超 4年以内	79,425	155,177																																																																																																
4年超 5年以内	49,624	91,276																																																																																																
5年超	56,683	195,533																																																																																																
合計	739,450	1,444,731																																																																																																

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<p>③ リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年連結会計年度末におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によるおります。</p> <p>このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は63,104百万円少なく計上されております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="245 1196 564 1294"> <tr> <td>1年内</td> <td>13,290百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>62,944百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>76,235百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="245 1435 564 1534"> <tr> <td>1年内</td> <td>16,941百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>73,581百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>90,522百万円</td> </tr> </table> <p>なお、貸手側の未経過リース料のうち1,442百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>	1年内	13,290百万円	1年超	62,944百万円	合計	76,235百万円	1年内	16,941百万円	1年超	73,581百万円	合計	90,522百万円	<p>③ リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年連結会計年度末におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の平成20年連結会計年度期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によるおります。</p> <p>このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は8,975百万円多く計上されております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="668 1196 987 1294"> <tr> <td>1年内</td> <td>14,656百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>50,638百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65,295百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="668 1435 987 1534"> <tr> <td>1年内</td> <td>21,612百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>105,003百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>126,616百万円</td> </tr> </table> <p>なお、貸手側の未経過リース料のうち1,375百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>	1年内	14,656百万円	1年超	50,638百万円	合計	65,295百万円	1年内	21,612百万円	1年超	105,003百万円	合計	126,616百万円	<p>③ リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年連結会計年度末におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によるおります。</p> <p>このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は58,833百万円少なく計上されております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="1091 1196 1410 1294"> <tr> <td>1年内</td> <td>13,122百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>52,925百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>66,047百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="1091 1435 1410 1534"> <tr> <td>1年内</td> <td>18,435百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>79,007百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97,442百万円</td> </tr> </table> <p>なお、貸手側の未経過リース料のうち1,438百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>	1年内	13,122百万円	1年超	52,925百万円	合計	66,047百万円	1年内	18,435百万円	1年超	79,007百万円	合計	97,442百万円
1年内	13,290百万円																																					
1年超	62,944百万円																																					
合計	76,235百万円																																					
1年内	16,941百万円																																					
1年超	73,581百万円																																					
合計	90,522百万円																																					
1年内	14,656百万円																																					
1年超	50,638百万円																																					
合計	65,295百万円																																					
1年内	21,612百万円																																					
1年超	105,003百万円																																					
合計	126,616百万円																																					
1年内	13,122百万円																																					
1年超	52,925百万円																																					
合計	66,047百万円																																					
1年内	18,435百万円																																					
1年超	79,007百万円																																					
合計	97,442百万円																																					

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,093,660	1,099,428	5,768
地方債	97,262	97,314	51
社債	391,896	392,709	812
その他	11,991	11,648	△343
合計	1,594,810	1,601,100	6,289

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	2,003,879	2,789,542	785,663
債券	8,360,217	8,300,703	△59,514
国債	7,459,822	7,406,470	△53,351
地方債	300,047	297,759	△2,287
社債	600,348	596,473	△3,874
その他	4,539,224	4,432,616	△106,608
合計	14,903,322	15,522,862	619,540

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は14,308百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	7
その他	15,918
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	361,609
非上場債券	2,840,723
非上場外国証券	856,505
その他	562,950

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	2,391,671	2,437,413	45,741
地方債	121,019	123,581	2,562
社債	405,936	412,813	6,876
その他	7,684	7,533	△151
合計	2,926,313	2,981,342	55,028

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	1,975,255	2,503,079	527,824
債券	14,486,839	14,550,133	63,294
国債	13,850,164	13,908,090	57,925
地方債	199,568	201,521	1,953
社債	437,106	440,521	3,415
その他	3,773,966	3,787,459	13,493
合計	20,236,061	20,840,673	604,611

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式(外国株式を含む。)については主として当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号)を踏まえ、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は2,520百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
売掛債権信託受益権等	16,188
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	325,285
非上場債券	2,903,498
非上場外国証券	732,798
その他	621,792

Ⅲ 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	858,134	502

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	1,574,004	1,596,291	22,286	22,582	295
地方債	96,312	97,265	953	962	9
社債	392,209	396,215	4,006	4,611	605
その他	9,181	8,676	△504	—	504
合計	2,071,708	2,098,449	26,741	28,155	1,414

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	1,978,015	1,985,078	7,062	287,380	280,317
債券	14,010,902	14,008,076	△2,826	21,534	24,360
国債	13,158,932	13,160,414	1,482	20,029	18,547
地方債	242,419	242,376	△43	499	542
社債	609,550	605,286	△4,264	1,005	5,270
その他	6,048,145	6,010,732	△37,412	47,920	85,332
合計	22,037,063	22,003,887	△33,176	356,834	390,011

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式(外国株式を含む。)については主として当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は156,721百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	34,610,449	158,285	75,997

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
売掛債権信託受益権等	9,996
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	332,450
非上場債券	2,901,693
非上場外国証券	800,543
その他	564,348

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	3,416,761	11,895,495	1,987,483	1,659,495
国債	2,802,254	9,376,045	1,133,529	1,422,588
地方債	32,001	232,744	73,889	52
社債	582,504	2,286,704	780,064	236,853
その他	1,077,576	4,272,647	788,691	609,101
合計	4,494,337	16,168,143	2,776,174	2,268,597

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	7,655	7,519	△136

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	7,890	7,717	△172

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,416	△3

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	7,830	7,568	△262	—	262

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	619,232
その他有価証券	619,368
その他の金銭の信託	△136
(△)繰延税金負債	151,269
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	467,963
(△)少数株主持分相当額	△252
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△5,078
その他有価証券評価差額金	463,137

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く。)を含んでおりません。

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	603,233
その他有価証券	603,405
その他の金銭の信託	△172
(△)繰延税金負債	164,562
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	438,670
(△)少数株主持分相当額	5,398
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	35,490
その他有価証券評価差額金	468,762

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く。)を含んでおりません。

Ⅲ 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△34,044
その他有価証券	△33,781
その他の金銭の信託	△262
(△)繰延税金負債	14,428
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△48,472
(△)少数株主持分相当額	△5,400
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	28,422
その他有価証券評価差額金	△14,649

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く。)を含んでおりません。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	63,213,718	3,435	3,435
店頭	金利先渡契約	11,523,066	△18	△18
	金利スワップ	418,530,524	130,008	130,008
	金利スワップション	6,231,878	13,301	13,301
	キャップ	49,644,165	△20,121	△20,121
	フロアー	9,326,991	△9,941	△9,941
	その他	7,016,546	50,412	50,412
	合計	—	167,074	167,074

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	24,995,294	△16,484	89,906
	通貨スワップション	1,873,120	15,803	15,803
	為替予約	61,150,375	152,903	152,903
	通貨オプション	11,003,535	19,812	19,812
	合計	—	172,036	278,427

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	111,417	292	292
	株式指数オプション	7,142	△136	△136
店頭	有価証券店頭オプション	519,415	0	0
	合計	—	155	155

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,551,997	△13	△13
店頭	債券先渡契約	52,903	1,144	1,144
	債券店頭オプション	180,000	0	0
	合計	—	1,131	1,131

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ	557,623	75,958	75,958
	商品オプション	53,615	3,258	3,258
	合計	—	79,216	79,216

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,871,348	6,490	6,490
	その他	25	0	0
	合計	—	6,490	6,490

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

II 当中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	48,707,503	6,188	6,188
	金利オプション	631,540	40	40
店頭	金利先渡契約	22,968,000	616	616
	金利スワップ	377,219,181	152,331	152,331
	金利スワップション	4,555,154	6,162	6,162
	キャップ	41,006,963	△7,087	△7,087
	フロアー	6,789,459	△9,732	△9,732
	その他	3,990,673	73,219	73,219
	合計	—	221,738	221,738

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	23,224,715	△220,728	58,717
	通貨スワップション	1,781,424	18,278	18,278
	為替予約	35,234,842	179,615	179,615
	通貨オプション	7,733,653	93,736	93,736
	合計	—	70,901	350,347

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	50,372	55	55
	株式指数オプション	18,675	△115	△115
店頭	有価証券店頭オプション	451,611	0	0
	合計	—	△60	△60

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,460,834	△130	△130
	債券先物オプション	139,687	△311	△311
店頭	債券先渡契約	46,449	844	844
	合計	—	402	402

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物	445	2	2
店頭	商品スワップ	442,801	58,899	58,899
	商品オプション	38,162	1,294	1,294
	合計	—	60,197	60,197

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,729,621	3,995	3,995
	合計	—	3,995	3,995

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当社グループでは、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外拠点に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

株式会社三井住友銀行における預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、同経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

連結子会社のトレーディング担当部署及びALM担当部署以外におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当社では、グループ全体のリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、「グループ全体のリスク管理の基本方針」については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としております。また、グループ各社は同基本方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を図っております。主要連結子会社においては各リスク管理担当部署を業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としております。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当社では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統一的に管理しております。当社ではVaRの計測にヒストリカル・シミュレーション法を使用しております。

主要連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しております。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、主要連結子会社の市場部門以外が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、適切なモニタリングが行われる体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しております。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネットティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	17,636,094	1,254,229	△41,578	△41,578
	買建	19,571,966	1,557,621	51,493	51,493
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	15,742,690	97,966	114	114
	金利スワップ	395,948,961	283,809,494	207,729	207,729
	受取固定・支払変動	186,295,438	135,517,151	4,508,393	4,508,393
	受取変動・支払固定	186,981,391	132,487,292	△4,300,450	△4,300,450
	受取変動・支払変動	22,579,384	15,712,303	4,399	4,399
	金利スワップション				
	売建	2,690,323	1,789,900	△65,983	△65,983
	買建	2,802,501	2,143,328	65,627	65,627
	キャップ				
	売建	27,834,072	12,451,630	△5,342	△5,342
	買建	13,867,378	6,122,525	3,263	3,263
	フローアー				
	売建	3,351,169	1,816,123	△21,272	△21,272
	買建	5,116,400	2,810,008	8,036	8,036
	その他				
売建	1,177,521	575,022	△32,707	△32,707	
買建	3,454,028	2,000,040	100,656	100,656	
	合計	—	—	270,036	270,036

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	22,343,204	14,918,715	△138,309	△107,046
	通貨スワップション				
	売建	863,862	863,862	△13,907	△13,907
	買建	964,627	955,373	30,040	30,040
	為替予約	44,250,845	4,431,723	108,517	108,517
	通貨オプション				
	売建	4,448,659	2,475,706	△269,220	△269,220
買建	4,356,557	2,411,169	303,847	303,847	
	合計	—	—	20,967	52,231

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	14,239	—	△632	△632
	買建	14,533	—	636	636
	株式指数オプション				
	売建	2,218	—	△17	△17
	買建	144	—	3	3
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	219,238	145,209	△63,785	△63,785
	買建	219,238	145,209	63,785	63,785
	合計	—	—	△9	△9

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	976,285	—	△9,158	△9,158
	買建	964,958	—	8,638	8,638
	債券先物オプション				
	売建	15,000	—	1	1
	買建	—	—	—	—
店頭	債券先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	44,076	44,059	561	561
	債券店頭オプション				
	売建	450,000	—	—	—
	買建	450,000	—	1	1
	合計	—	—	44	44

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	156	—	25	25
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	295,434	246,531	37,408	37,408
	変動価格受取・固定価格支払	243,608	194,760	27,707	27,707
	商品オプション				
	売建	14,335	11,786	△779	△779
	買建	39,276	33,637	2,015	2,015
	合計	—	—	66,376	66,376

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,179,621	1,167,801	△209,630	△209,630
	買建	1,325,430	1,308,288	229,275	229,275
	合計	—	—	19,644	19,644

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

- 1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
 営業経費 12百万円

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- 1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
 営業経費 8百万円

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

- 1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 営業経費 22百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

① スtock・オプションの内容

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社及び三井住友銀行の役職員 677
ストック・オプションの数(株) (注) 1, 2	普通株式 162,000
付与日	平成14年8月30日
権利確定条件	付されていない
対象勤務期間	定めがない
権利行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 平成21年1月4日付で実施した普通株式1株を100株とする株式分割を勘案した株式数を記載しております。

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数 (注) 1

決議年月日	平成14年6月27日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末 (注) 2	108,100
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	108,100

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 平成21年1月4日付で実施した株式分割を勘案した株式数を記載しております。

単価情報

決議年月日	平成14年6月27日
権利行使価格(円)	6,698
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(2) 連結子会社である関西アーバン銀行

① ストック・オプションの内容

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 45	役職員 44	役職員 65	役職員 174
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成15年6月29日から平成23年6月28日まで	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで	平成17年6月28日から平成25年6月27日まで	平成18年6月30日から平成26年6月29日まで

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 183	取締役 9	取締役を兼務しない 執行役員 14 使用人 46	取締役 10
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000	普通株式 174,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成19年6月30日から平成27年6月29日まで	平成20年6月30日から平成28年6月29日まで	平成20年6月30日から平成28年6月29日まで	平成21年6月29日から平成29年6月28日まで

決議年月日	平成19年6月28日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(人)	取締役を兼務しない 執行役員 14 使用人 48	取締役 9 取締役を兼務しない 執行役員 16 使用人 45
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 112,000	普通株式 289,000
付与日	平成19年7月31日	平成20年7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成21年6月29日から平成29年6月28日まで	平成22年6月28日から平成30年6月27日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況
 ストック・オプションの数 (注)

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	122,000	158,000	230,000	330,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,000	—	2,000	1,000
失効	6,000	—	—	—
未行使残	112,000	158,000	228,000	329,000

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	162,000	115,000	174,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	162,000	115,000	—
未確定残	—	—	—	174,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	451,000	—	—	—
権利確定	—	162,000	115,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	451,000	162,000	115,000	—

決議年月日	平成19年6月28日	平成20年6月27日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	112,000	—
付与	—	289,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	112,000	289,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利行使価格(円)	155	131	179	202
行使時平均株価(円)	317	—	313	313
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日
権利行使価格(円)	313	490	490	461
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	138	138	96

決議年月日	平成19年6月28日	平成20年6月27日
権利行使価格(円)	461	302
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	96	37

③ スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

決議年月日	平成20年6月27日
株価変動性 (注) 1	39.99%
予想残存期間 (注) 2	5年
予想配当 (注) 3	5円/株
無リスク利子率 (注) 4	1.13%

(注) 1 5年間(平成15年6月から平成20年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 平成20年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

④ Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,426,233	173,984	216,890	1,817,108	—	1,817,108
(2) セグメント間の内部 経常収益	29,757	2,767	148,535	181,060	(181,060)	—
計	1,455,990	176,752	365,425	1,998,168	(181,060)	1,817,108
経常費用	1,312,538	154,398	306,324	1,773,261	(147,115)	1,626,145
経常利益	143,451	22,354	59,101	224,907	(33,944)	190,962

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常収益」は「リース業」について358,727百万円減少し、「経常費用」は「銀行業」について6百万円、「リース業」について359,345百万円それぞれ減少し、「その他事業」について0百万円増加しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,180,892	159,518	226,499	1,566,910	—	1,566,910
(2) セグメント間の内部 経常収益	26,600	1,391	128,424	156,416	(156,416)	—
計	1,207,493	160,910	354,923	1,723,326	(156,416)	1,566,910
経常費用	1,033,568	141,390	307,026	1,481,985	(137,300)	1,344,685
経常利益	173,924	19,519	47,897	241,341	(19,116)	222,225

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	2,773,183	332,465	447,194	3,552,843	—	3,552,843
(2) セグメント間の内部 経常収益	65,756	5,511	306,084	377,352	(377,352)	—
計	2,838,940	337,976	753,279	3,930,196	(377,352)	3,552,843
経常費用	2,800,453	306,585	681,077	3,788,116	(280,583)	3,507,532
経常利益	38,486	31,391	72,201	142,080	(96,769)	45,311

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常収益」は「リース業」について691,719百万円減少し、「経常費用」は「銀行業」について22百万円、「その他事業」について1百万円増加し、「リース業」について694,173百万円減少したことから、「経常利益」は「銀行業」について22百万円、「その他事業」について1百万円減少し、「リース業」について2,453百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,453,386	120,897	132,713	110,111	1,817,108	—	1,817,108
(2) セグメント間の内部 経常収益	63,688	43,385	3,820	14,111	125,006	(125,006)	—
計	1,517,075	164,283	136,533	124,223	1,942,115	(125,006)	1,817,108
経常費用	1,345,952	146,968	137,725	106,754	1,737,401	(111,255)	1,626,145
経常利益 (△は経常損失)	171,122	17,314	△1,192	17,468	204,714	(13,751)	190,962

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦等が属しております。

3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常収益」は「日本」について351,221百万円減少し、「経常費用」は「日本」について351,845百万円減少しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,331,661	108,327	66,217	60,703	1,566,910	—	1,566,910
(2) セグメント間の内部 経常収益	13,652	54,438	1,621	2,428	72,140	(72,140)	—
計	1,345,314	162,765	67,838	63,131	1,639,050	(72,140)	1,566,910
経常費用	1,203,227	103,661	65,505	34,798	1,407,193	(62,507)	1,344,685
経常利益	142,087	59,104	2,333	28,333	231,857	(9,632)	222,225

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦等が属しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	2,886,164	230,755	245,279	190,644	3,552,843	—	3,552,843
(2) セグメント間の内部 経常収益	125,334	95,462	6,959	22,639	250,396	(250,396)	—
計	3,011,499	326,218	252,238	213,284	3,803,239	(250,396)	3,552,843
経常費用	3,026,816	282,617	255,544	172,847	3,737,825	(230,293)	3,507,532
経常利益 (△は経常損失)	△15,317	43,600	△3,305	40,436	65,414	(20,102)	45,311

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的接近度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦等が属しております。
- 3 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常収益」は「日本」について676,849百万円減少し、「経常費用」は「日本」について679,279百万円減少したことから、「経常利益」は「日本」について2,430百万円増加しております。

【海外経常収益】

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	363,722
II 連結経常収益	1,817,108
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	20.0

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	235,248
II 連結経常収益	1,566,910
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	15.0

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	666,679
II 連結経常収益	3,552,843
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	18.8

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(子会社の企業結合関係)

クレジットカード事業会社の合併

当社の連結子会社でありました株式会社クオーク(以下「クオーク」)、当社の持分法適用の関連会社でありました株式会社セントラルファイナンス(以下「CF」)及び株式会社オーエムシーカード(以下「OMCカード」)は、平成21年4月1日に合併いたしました(新会社名:株式会社セディナ)。合併に伴い株式会社セディナは当社の持分法適用の関連会社となりました。なお、合併の概要は、次のとおりであります。

1 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日及び企業結合の法的形式

(1) 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 OMCカード(事業の内容:クレジットカード業)

被結合企業 CF(事業の内容:個品割賦あつせん・総合割賦あつせん業)

被結合企業 クオーク(事業の内容:個品割賦あつせん・総合割賦あつせん業)

(2) 企業結合を行った主な理由

現在クレジットカード市場は、小額決済を始めとする新たな決済領域の拡大やポイントプログラムの浸透などにより、着実な拡大を続けており、今後も公金分野の拡大などでなお一層の成長が見込まれています。一方、電子マネーなどの新技術・新サービスの開発や顧客ニーズの深耕化・高度化・多様化に対応したシステム投資、貸金業法の施行など、業界を取り巻く経営環境が劇的に変化しており、大きな転換期を迎えています。個品割賦事業についても、消費者保護強化の流れの中で割賦販売法の改正が進められており、新たなビジネスモデルの確立に向けて、事業の再構築が求められています。

このような環境認識の下、当社の関連会社であるCF、OMCカード及び当社の子会社であるクオークは、各社の顧客基盤、営業力、ノウハウ等を結集・融合し、クレジットカード事業と個品割賦事業を核として、専門性と機動性に溢れたわが国最大級のコンシューマー・ファイナンス会社を実現すべく、平成21年4月1日に合併いたしました。

(3) 企業結合日

平成21年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

OMCカードを存続会社とする吸収合併方式。

(合併会社の商号:株式会社セディナ)

2 会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号)第39項、第42項及び第48項に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用しております。

3 事業の種類別セグメントにおいて、当該子会社が含まれていた事業区分の名称

その他事業

4 当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に計上されている当該子会社に係る損益の概算額

期首に連結子会社から除外しているため、クオーク及びその子会社に係る損益は計上しておりません。

5 継続的関与の主な概要

クオーク及びその子会社を当社の連結子会社から除外し、合併後の株式会社セディナを当社の持分法適用の関連会社としております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
企業結合等関係について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	404,976.05	3,645.47	2,790.27
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	10,092.43	128.05	△497.39
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	9,964.41	125.97	—

(注) 1 1株当たり中間純利益金額(又は1株当たり当期純損失金額)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、前連結会計年度は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

		前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり中間純利益金額 (又は1株当たり当期純損失金額)				
中間純利益 (△は当期純損失)	百万円	83,281	123,540	△373,456
普通株主に帰属しない 金額	百万円	5,352	5,352	10,704
(うち優先配当額)	百万円	5,352	5,352	10,704
普通株式に係る 中間純利益 (△は普通株式に係る 当期純損失)	百万円	77,929	118,188	△384,160
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	7,721	922,966	772,348
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	2,144	2,034	—
(うち優先配当額)	百万円	2,254	2,254	—
(うち連結子会社及び 持分法適用関連会社 の潜在株式による 調整額)	百万円	△109	△220	—
普通株式増加数	千株	314	31,430	—
(うち優先株式)	千株	314	31,430	—
(うち新株予約権)	千株	0	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		—	新株予約権1種類 ※1(新株予約権の 数1,081個)	第四種優先株式 (発行済株式数33千 株) 新株予約権1種類 (新株予約権の数 1,081個)

※1 新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
純資産の部の合計額	百万円	5,257,748	6,102,967	4,611,764
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	2,130,760	2,455,104	2,457,530
(うち優先株式)	百万円	310,203	310,203	310,203
(うち優先配当額)	百万円	5,352	5,352	5,352
(うち新株予約権)	百万円	56	74	66
(うち少数株主持分)	百万円	1,815,148	2,139,474	2,141,908
普通株式に係る中間 期末(期末)の純資産額	百万円	3,126,988	3,647,863	2,154,233
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	7,721	1,000,655	772,052

3 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施いたしました。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は次のとおりとなります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	円	4,049.76
1株当たり中間純利益金額	円	100.92
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	99.64

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
<p>1 当社は、平成20年11月19日開催の取締役会において、当社保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを承認する決議をいたしました。償還される優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行体 Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited</p> <p>(2) 発行証券の種類 配当非累積的永久優先出資証券</p> <p>(3) 償還総額 ① Initial Series 258,750百万円 ② Series B 25,000百万円</p> <p>(4) 償還予定日 平成21年1月26日</p> <p>(5) 償還理由 任意償還期日の到来による</p> <p>2 当社は、平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社による優先出資証券を発行することとし、かかる優先出資証券の発行を目的とする100%出資子会社SMFG Preferred Capital JPY 2 Limitedを英国領ケイマン諸島に設立することを決議いたしました。</p> <p>決議された発行予定の優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p>	<p>当社の連結子会社である三井住友銀行は、平成21年5月1日にシティグループ・インクの完全子会社である日興シティホールディングス株式会社等との間で合意した契約に基づき、平成21年10月1日付で、リテール証券事業を主とする日興コーディアル証券株式会社(以下、「旧・日興コーディアル」)の全ての事業(但し、一部資産・負債を除く。)とホールセール証券事業を主とする日興シティグループ証券株式会社(以下、「旧・日興シティ」)の国内株式・債券引受業務を含む一部の事業等を会社分割により承継した日興コーディアル証券分割準備株式会社(以下、「日興コーディアル証券分割準備株式会社」)に社名変更しております(以下、「日興コーディアル証券」)。</p> <p>(1) 本件取引の概要(取得価額等) ①概要 本件取引により三井住友銀行が取得した事業・資産等の概要は、次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧・日興コーディアルの全ての事業(但し、一部資産・負債を除く) ・旧・日興シティの国内の株式・債券引受業務を含む一部の事業 ・その他上記事業に係る関係会社(日興システムソリューションズ株式会社、日興グローバルラップ株式会社、日興ビジネスシステムズ株式会社等)(以下、「関係会社」) ・政策保有株式 ・「日興」に関連する商標権を含むその他資産(以下、「その他の資産」) <p>なお、日興コーディアル証券株式の取得は、日興コーディアル証券が旧・日興コーディアル及び旧・日興シティから上記事業を会社分割により承継したうえで、直ちに三井住友銀行が旧・日興コーディアルから日興コーディアル証券の株式を譲り受けることで実行いたしました。</p>	<p>1 当社の連結子会社である株式会社クオーク(以下「クオーク」)、当社の持分法適用の関連会社である株式会社セントラルファイナンス(以下「CF」)及び株式会社オーエムシーカード(以下「OMCカード」)は、平成21年4月1日に合併いたしました(新会社名:株式会社セディナ)。合併に伴い株式会社セディナは当社の持分法適用の関連会社となりました。なお、合併の概要は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日及び企業結合の法的形式 ①子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容</p> <table border="0"> <tr> <td>結合企業</td> <td>OMCカード(事業の内容:クレジットカード業)</td> </tr> <tr> <td>被結合企業</td> <td>CF(事業の内容:個人割賦あっせん・総合割賦あっせん業)</td> </tr> <tr> <td>被結合企業</td> <td>クオーク(事業の内容:個人割賦あっせん・総合割賦あっせん業)</td> </tr> </table> <p>②企業結合を行った主な理由 現在クレジットカード市場は、小額決済を始めとする新たな決済領域の拡大やポイントプログラムの浸透などにより、着実な拡大を続けており、今後も公金分野の拡大などでなお一層の成長が見込まれています。一方、電子マネーなどの新技術・新サービスの開発や顧客ニーズの深耕化・高度化・多様化に対応したシステム投資、貸金業法の施行など、業界を取り巻く経営環境が劇的に変化しており、大きな転換期を迎えています。個人割賦事業についても、消費者保護強化の流れの中で割賦販売法の改正が進められており、新たなビジネスモデルの確立に向けて、事業の再構築が求められています。</p>	結合企業	OMCカード(事業の内容:クレジットカード業)	被結合企業	CF(事業の内容:個人割賦あっせん・総合割賦あっせん業)	被結合企業	クオーク(事業の内容:個人割賦あっせん・総合割賦あっせん業)
結合企業	OMCカード(事業の内容:クレジットカード業)							
被結合企業	CF(事業の内容:個人割賦あっせん・総合割賦あっせん業)							
被結合企業	クオーク(事業の内容:個人割賦あっせん・総合割賦あっせん業)							
発行体	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited							
証券の種類	英国領ケイマン諸島に新たに設立する、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社							
証券の種類	円建配当非累積的永久優先出資証券							
発行総額	当社普通株式への交換権は付与されません							
発行総額	未定							
資金使途	本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用する予定							
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位							
発行形態	国内私募(大和証券エスエムビーシー株式会社及び野村證券株式会社が本優先出資証券を発行価額で全額買取受し、国内適格機関投資家等に対して取得の申込の勧誘を実施)							
上場	非上場							
(注) 関係法令に基づく必要な届出、許可の効力発生を前提としております。								

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
	<p>また、関係会社株式、政策保有株式及びその他の資産の取得は、旧・日興コーディアルが本会社分割前に現物出資等により譲渡・移転を受けることで日興コーディアル証券が承継、あるいは本会社分割後に日興コーディアル証券が譲り受けることで実行いたしました。</p> <p>②最終取得価額 ア 日興コーディアル証券株式 5,450億円(但し、本会社分割の効力発生時の日興コーディアル証券の純資産額等により本年12月末までに調整を別途行います) イ 政策保有株式(上場株式) 298億円</p> <p>(2) 日興コーディアル証券の概要 ①名称 日興コーディアル証券株式会社(平成21年10月1日付で「日興コーディアル証券分割準備株式会社」から社名変更) ②主な事業内容 金融商品取引業等 ③本店所在地 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 ④代表者 代表取締役社長 渡邊英二 ⑤資本金 100億円 ⑥設立年月日 平成21年6月15日 ⑦大株主及び持株比率 三井住友銀行 100% ⑧経営成績及び財政状態 日興コーディアル証券の事業の中核を占める旧・日興コーディアル(単体)の経営成績及び財政状態は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="587 1615 994 1928"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年 3月期</th> <th>平成21年 9月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>164,135</td> <td>85,632</td> </tr> <tr> <td>純営業収益</td> <td>158,942</td> <td>84,418</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>19,685</td> <td>20,932</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>22,158</td> <td>21,223</td> </tr> <tr> <td>純利益 (△は純損失)</td> <td>△3,626</td> <td>31,574</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>393,392</td> <td>522,774</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>1,466,956</td> <td>1,911,167</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年 3月期	平成21年 9月期	営業収益	164,135	85,632	純営業収益	158,942	84,418	営業利益	19,685	20,932	経常利益	22,158	21,223	純利益 (△は純損失)	△3,626	31,574	純資産	393,392	522,774	総資産	1,466,956	1,911,167	<p>このような環境認識の下、当社の関連会社であるCF、OMCカード及び当社の子会社であるクオークは、各社の顧客基盤、営業力、ノウハウ等を結集・融合し、クレジットカード事業と個品割賦事業を核として、専門性と機動性に溢れたわが国最大級のコンシューマー・ファイナンス会社を実現すべく、平成21年4月1日に合併いたしました。</p> <p>③企業結合日 平成21年4月1日 ④企業結合の法的形式 OMCカードを存続会社とする吸収合併方式。 (合併会社の商号:株式会社セディナ)</p> <p>(2) 会計処理の概要 「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号)第39項、第42項及び第48項に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用しております。</p> <p>(3) 事業の種類別セグメントにおいて、当該子会社が含まれていた事業区分の名称 その他事業</p> <p>(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている当該子会社に係る損益の概算額 経常収益 44,596百万円 経常損失 8,454百万円 当期純損失 3,206百万円</p> <p>(5) 継続的関与の主な概要 クオーク及びその子会社を当社の連結子会社から除外し、合併後の株式会社セディナを当社の持分法適用の関連会社としております。</p> <p>2 当社は、平成21年4月28日開催の取締役会において、当社保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを承認する決議をいたしました。償還される優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行体 SB Equity Securities (Cayman), Limited (2) 発行証券の種類 配当非累積的永久優先出資証券 (3) 償還総額 3,400億円 (4) 償還予定日 平成21年6月30日 (5) 償還理由 任意償還期日の到来による</p>
	平成21年 3月期	平成21年 9月期																								
営業収益	164,135	85,632																								
純営業収益	158,942	84,418																								
営業利益	19,685	20,932																								
経常利益	22,158	21,223																								
純利益 (△は純損失)	△3,626	31,574																								
純資産	393,392	522,774																								
総資産	1,466,956	1,911,167																								

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>3 当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行は、平成21年5月1日、シティグループ・インクの完全子会社である日興シティホールディングス株式会社(以下「日興シティHD」)等との間で、日興シティHDが直接又は間接に保有する、①リテール証券事業を主とする日興コーディアル証券株式会社の全ての事業(ただし一部資産・負債を除く。以下「本リテール事業」)及びホールセール証券事業を主とする日興シティグループ証券株式会社の国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業(本リテール事業と併せて、以下「対象事業」)の双方を会社分割により承継する会社(以下「新・日興証券」(仮称))の全ての株式(以下「新・日興証券株式」)、②対象事業に関係する関係会社又は民法上の組合(以下総称して「本関係会社等」)の株式又は組合持分(以下「本関係会社株式等」)並びに③その他の資産(「日興」に関連する商標権、政策保有株式等をいい、以下「その他資産」)。新・日興証券株式、本関係会社株式等及びその他資産を総称して以下「対象株式等」)を、関係当局の許認可が得られることを前提として取得することにつき合意いたしました。</p> <p>当社は、商業銀行事業の持つ広大な顧客基盤に対し、「先進性」、「スピード」、「提案・解決力」に基づく価値あるサービスを提供することを成長の基軸としておりますが、本件を通じて新・日興証券の質の高い顧客サービスと商業銀行の持つ安定性・安心感とを融合させた新たな「複合金融」ビジネスを共に創造し、成長力を更に高めていきたいと考えております。</p> <p>(1) 対象株式等の取得の相手会社の名称 日興シティホールディングス株式会社、日興コーディアル証券株式会社及び日興シティビジネスサービス株式会社</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
		<p>(2) 新・日興証券の事業内容、規模</p> <p>①事業内容 証券業</p> <p>②規模 新・日興証券は新たに設立される会社であるため、規模については記載しておりません。なお、新・日興証券の事業の中核を占める日興コーポリアル証券株式会社(単体)の経営成績及び財政状態は次のとおりであります。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1007 663 1410 999"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年 3月期</th> <th>平成21年 3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>222,810</td> <td>164,135</td> </tr> <tr> <td>純営業収益</td> <td>217,878</td> <td>158,942</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>50,945</td> <td>19,685</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>51,182</td> <td>22,158</td> </tr> <tr> <td>当期純利益 (△は当期 純損失)</td> <td>23,890</td> <td>△3,626</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>420,600</td> <td>393,392</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>1,523,908</td> <td>1,466,956</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 対象株式等の取得の時期(効力発生日) 平成21年10月1日(予定)</p> <p>(4) 取得価額等</p> <p>①取得価額</p> <p>ア 対象株式等(ただし、イ政策保有株式(上場株式)を除く。)に対する取得価額の合計5,450億円(ただし、効力発生時の新・日興証券及び本関係会社等の純資産額等により調整されます。)</p> <p>イ 政策保有株式(上場株式) 効力発生日前日の4営業日前における時価の95%相当(平成21年3月31日終値の95%相当で試算した金額は285億円)</p> <p>②取得する新・日興証券株式の数及び取得後の持分比率 新・日興証券は、新たに設立される会社であるため、取得する株式の数は未定ですが、全ての新・日興証券株式を取得する予定です。</p> <p>(5) 支払資金の調達 全額自己資金にてまかなう予定であります。</p>		平成20年 3月期	平成21年 3月期	営業収益	222,810	164,135	純営業収益	217,878	158,942	営業利益	50,945	19,685	経常利益	51,182	22,158	当期純利益 (△は当期 純損失)	23,890	△3,626	純資産	420,600	393,392	総資産	1,523,908	1,466,956
	平成20年 3月期	平成21年 3月期																								
営業収益	222,810	164,135																								
純営業収益	217,878	158,942																								
営業利益	50,945	19,685																								
経常利益	51,182	22,158																								
当期純利益 (△は当期 純損失)	23,890	△3,626																								
純資産	420,600	393,392																								
総資産	1,523,908	1,466,956																								

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>4 当社は、平成21年5月28日開催の取締役会において、募集による新株式発行を決議し、平成21年6月22日付で払込みが行われました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行する株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 219,700,000株</p> <p>①国内一般募集株数 102,200,000株</p> <p>②海外募集における海外引受会社による買取引受けの対象株数 102,200,000株</p> <p>③海外募集における海外引受会社に付与する新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数 15,300,000株</p> <p>(2) 発行価額 1株につき3,766円</p> <p>(3) 発行価額の総額 827,390百万円</p> <p>(4) 発行価額のうち資本に組入れる額 413,695百万円</p> <p>(5) 資金の用途 当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行が発行する普通株式の払込資金に充当する予定であります。</p> <p>また、当社は平成21年5月28日開催の取締役会において、大和証券エスエムビーシー株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し(当社株主から借入れる当社普通株式15,300,000株(以下「貸借株式」)の売出し)に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行する株式の種類及び数 普通株式15,300,000株(上限)</p> <p>(2) 発行価額 1株につき3,766円</p> <p>(3) 発行価額の総額 57,619百万円(上限)</p> <p>(4) 発行価額のうち資本に組入れる額 28,809百万円(上限)</p> <p>(5) 割当先 大和証券エスエムビーシー株式会社</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(6) 申込期間 平成21年7月24日</p> <p>(7) 払込期日 平成21年7月27日</p> <p>(8) 資金の使途 当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行が発行する普通株式の払込資金に充当する予定であります。</p> <p>(9) その他 大和証券エスエムビーシー株式会社はオーバーアロットメントによる売出しを行った株数(15,300,000株)から安定操作取引又はシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株数を減じた株数について、第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。そのため、第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。</p>

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

なお、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、「累計差額方式」により作成しております。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	865,206	801,924
資金運用収益	569,421	425,574
(うち貸出金利息)	400,483	321,119
(うち有価証券利息配当金)	101,290	65,382
信託報酬	703	289
役務取引等収益	180,643	167,323
特定取引収益	6,713	107,091
その他業務収益	104,059	97,213
その他経常収益	3,664	4,431
経常費用	747,878	694,947
資金調達費用	221,051	79,346
(うち預金利息)	102,917	37,199
役務取引等費用	31,312	31,491
特定取引費用	△78,120	—
その他業務費用	91,144	156,823
営業経費	263,774	264,997
その他経常費用	218,715	162,288
経常利益	117,327	106,977
特別利益	620	10,537
特別損失	1,956	1,549
税金等調整前四半期純利益	115,992	115,965
法人税、住民税及び事業税	23,204	36,054
法人税等調整額	43,522	2,235
法人税等合計	66,726	38,290
少数株主利益	24,081	26,908
四半期純利益	25,184	50,766

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成20年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成21年9月30日現在)	前事業年度 要約貸借対照表 (平成21年3月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	10,153	22,441	1,281
その他	5,371	4,936	22,449
流動資産合計	15,524	27,377	23,730
固定資産			
有形固定資産	※1 3	※1 2	※1 2
無形固定資産	5	10	11
投資その他の資産	3,976,422	5,236,183	4,033,568
関係会社株式	3,972,567	5,228,339	4,028,093
その他	3,854	7,844	5,475
固定資産合計	3,976,432	5,236,196	4,033,583
資産合計	3,991,957	5,263,574	4,057,313
負債の部			
流動負債			
短期借入金	1,049,030	1,078,030	1,078,030
未払法人税等	785	371	372
賞与引当金	97	98	102
その他	1,511	1,872	1,061
流動負債合計	1,051,424	1,080,372	1,079,566
固定負債			
社債	—	※2 347,300	—
役員退職慰労引当金	162	183	199
固定負債合計	162	347,483	199
負債合計	1,051,587	1,427,856	1,079,766
純資産の部			
株主資本			
資本金	1,420,877	1,851,389	1,420,877
資本剰余金			
資本準備金	642,355	1,072,868	642,355
その他資本剰余金	287,963	273,732	273,808
資本剰余金合計	930,319	1,346,601	916,163
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	30,420	30,420	30,420
繰越利益剰余金	642,199	650,736	653,487
利益剰余金合計	672,619	681,156	683,907
自己株式	△83,445	△43,430	△43,400
株主資本合計	2,940,370	3,835,717	2,977,547
純資産合計	2,940,370	3,835,717	2,977,547
負債純資産合計	3,991,957	5,263,574	4,057,313

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
営業収益			
関係会社受取配当金	38,493	25,451	117,051
関係会社受入手数料	11,166	7,142	17,721
営業収益合計	49,659	32,594	134,772
営業費用			
販売費及び一般管理費	※1 3,466	※1 3,413	※1 8,790
社債利息	—	122	—
営業費用合計	3,466	3,535	8,790
営業利益	46,193	29,058	125,982
営業外収益	※2 142	※2 253	※2 151
営業外費用	※3 12,563	※3 12,244	※3 23,824
経常利益	33,771	17,067	102,309
税引前中間純利益	33,771	17,067	102,309
法人税、住民税及び事業税	3,850	1,227	2,393
法人税等調整額	△2,153	△2,469	△3,552
法人税等合計	1,696	△1,241	△1,158
中間純利益	32,074	18,309	103,468

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,420,877	1,420,877	1,420,877
当中間期変動額			
新株の発行	—	430,512	—
当中間期変動額合計	—	430,512	—
当中間期末残高	1,420,877	1,851,389	1,420,877
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	642,355	642,355	642,355
当中間期変動額			
新株の発行	—	430,512	—
当中間期変動額合計	—	430,512	—
当中間期末残高	642,355	1,072,868	642,355
その他資本剰余金			
前期末残高	288,031	273,808	288,031
当中間期変動額			
自己株式の処分	△67	△75	△14,222
当中間期変動額合計	△67	△75	△14,222
当中間期末残高	287,963	273,732	273,808
資本剰余金合計			
前期末残高	930,386	916,163	930,386
当中間期変動額			
新株の発行	—	430,512	—
自己株式の処分	△67	△75	△14,222
当中間期変動額合計	△67	430,437	△14,222
当中間期末残高	930,319	1,346,601	916,163
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	30,420	30,420	30,420
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	30,420	30,420	30,420
繰越利益剰余金			
前期末残高	670,259	653,487	670,259
当中間期変動額			
剰余金の配当	△60,135	△21,059	△120,240
中間純利益	32,074	18,309	103,468
当中間期変動額合計	△28,060	△2,750	△16,772
当中間期末残高	642,199	650,736	653,487

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	700,679	683,907	700,679
当中間期変動額			
剰余金の配当	△60,135	△21,059	△120,240
中間純利益	32,074	18,309	103,468
当中間期変動額合計	△28,060	△2,750	△16,772
当中間期末残高	672,619	681,156	683,907
自己株式			
前期末残高	△83,194	△43,400	△83,194
当中間期変動額			
自己株式の取得	△423	△137	△943
自己株式の処分	172	107	40,736
当中間期変動額合計	△251	△29	39,793
当中間期末残高	△83,445	△43,430	△43,400
株主資本合計			
前期末残高	2,968,749	2,977,547	2,968,749
当中間期変動額			
新株の発行	—	861,025	—
剰余金の配当	△60,135	△21,059	△120,240
中間純利益	32,074	18,309	103,468
自己株式の取得	△423	△137	△943
自己株式の処分	105	32	26,513
当中間期変動額合計	△28,378	858,169	8,798
当中間期末残高	2,940,370	3,835,717	2,977,547
純資産合計			
前期末残高	2,968,749	2,977,547	2,968,749
当中間期変動額			
新株の発行	—	861,025	—
剰余金の配当	△60,135	△21,059	△120,240
中間純利益	32,074	18,309	103,468
自己株式の取得	△423	△137	△943
自己株式の処分	105	32	26,513
当中間期変動額合計	△28,378	858,169	8,798
当中間期末残高	2,940,370	3,835,717	2,977,547

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。	同左	同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員退職慰労引当金 同左	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
4 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる当中間会計期間の損益に与える影響はありません。		リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(中間貸借対照表関係) 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)が「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第65号 平成19年8月15日)により改正されたことに伴い、前中間会計期間において「流動負債」中の「その他」に含めて表示しておりました未払法人税等を、当中間会計期間より「流動負債」中の「未払法人税等」として表示しております。 なお、前中間会計期間の「流動負債」中の「その他」に含まれる「未払法人税等」は、543百万円であります。	

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株式の分割 当社は、平成21年1月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」という。)の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成20年5月16日開催の取締役会において、「決済合理化法」の施行日の前日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。また、平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会において、発行済株式総数等の増加及び普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度の採用等を目的とした定款等の一部変更を決議いたしました。	新株式の発行 平成21年6月22日付で1株当たりの発行価格3,928円、発行価額3,766円として219,700千株の募集による新株式発行を行っております。また、1株当たりの売出価格3,928円として15,300千株のオーバーアロットメントによる売出しを行ったことに関連して、平成21年7月27日付で1株当たりの発行価額3,766円として当該オーバーアロットメントによる売出しを行った引受証券会社に対する8,931千株の第三者割当による新株式発行を行っております。これらの発行等に係る引受契約においては、発行価額の総額をもって引受価額の総額とし、引受手数料は支払わないこととされており、従って、営業外費用にはこれらの発行等に係る引受手数料相当額37,038百万円は含まれておりません。なお、1株当たりの発行価額のうち、1,883円を資本金に、1,883円を資本準備金に組み入れております。	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間 (平成20年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成21年9月30日現在)	前事業年度 (平成21年3月31日現在)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 9百万円</p> <p>2 偶発債務 株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して33,470百万円の保証を行っております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 10百万円</p> <p>※2 劣後特約付社債 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>3 偶発債務 株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して80,129百万円の保証を行っております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 10百万円</p> <p>2 偶発債務 株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して60,663百万円の保証を行っております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 3百万円</p> <p>※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 107百万円</p> <p>※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 6,045百万円 支払手数料 6,517百万円</p>	<p>※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 1百万円</p> <p>※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 232百万円</p> <p>※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 4,865百万円 支払手数料 2,750百万円 株式交付費償却 4,611百万円</p>	<p>※1 減価償却実施額 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 5百万円</p> <p>※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 110百万円</p> <p>※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 11,910百万円 支払手数料 11,912百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	68,516.41	534.46	142.19	68,908.68	(注)1, 2
第5回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
第6回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
第7回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
第8回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
合 計	68,516.41	17,234.46	16,842.19	68,908.68	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加534.46株は、端株の買取りによるものであります。

2 普通株式の自己株式の減少142.19株は、端株の売渡しによるものであります。

3 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の各自己株式の増加4,175株は、平成20年4月30日に、取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。

4 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の各自己株式の減少4,175株は、平成20年5月16日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

II 当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	3,688,418	36,845	9,159	3,716,104	(注)1, 2
合 計	3,688,418	36,845	9,159	3,716,104	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加36,845株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 普通株式の自己株式の減少9,159株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

III 前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	68,516.41	3,680,827.04	60,925.45	3,688,418	(注)1, 2
第5回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
第6回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
第7回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
第8回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
合 計	68,516.41	3,697,527.04	77,625.45	3,688,418	

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加3,680,827.04株は、端株及び単元未満株式の買取りによる増加68,904.66株、株式交換に対する反対株主の買取請求に伴う自己株式の取得による増加539株並びに平成21年1月4日の株式分割による増加3,611,383.38株であります。
- 2 普通株式の自己株式の減少60,925.45株は、端株及び単元未満株式の売渡しによる減少28,006.45株並びに平成20年12月1日の株式交換に伴う自己株式の交付による減少32,919株であります。
- 3 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の各自己株式の増加4,175株は、平成20年4月30日に、取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。
- 4 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の各自己株式の減少4,175株は、平成20年5月16日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

(リース取引関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

記載対象の取引はありません。

II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

記載対象の取引はありません。

III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

記載対象の取引はありません。

(有価証券関係)

I 前中間会計期間(平成20年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	3,265百万円	2,642百万円	△622百万円

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

II 当中間会計期間(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

III 前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当ありません。

III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>当社は、平成21年5月28日開催の取締役会において、募集による新株式発行を決議し、平成21年6月22日付で払込みが行われました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行する株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 219,700,000株</p> <p>①国内一般募集株数 102,200,000株</p> <p>②海外募集における海外引受会社による買取引受けの対象株数 102,200,000株</p> <p>③海外募集における海外引受会社に付与する新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数 15,300,000株</p> <p>(2) 発行価額 1株につき3,766円</p> <p>(3) 発行価額の総額 827,390百万円</p> <p>(4) 発行価額のうち資本に組入れる額 413,695百万円</p> <p>(5) 資金の用途 当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行が発行する普通株式の払込資金に充当する予定であります。</p> <p>また、当社は平成21年5月28日開催の取締役会において、大和証券エヌエムビーシー株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し(当社株主から借入れる当社普通株式15,300,000株(以下「貸借株式」)の売出し)に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行する株式の種類及び数 普通株式 15,300,000株(上限)</p> <p>(2) 発行価額 1株につき3,766円</p> <p>(3) 発行価額の総額 57,619百万円(上限)</p> <p>(4) 発行価額のうち資本に組入れる額 28,809百万円(上限)</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(5) 割当先 大和証券エスエムビーシー株式会社</p> <p>(6) 申込期間 平成21年7月24日</p> <p>(7) 払込期日 平成21年7月27日</p> <p>(8) 資金の用途 当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行が発行する普通株式の払込資金に充当する予定であります。</p> <p>(9) その他 大和証券エスエムビーシー株式会社はオーバーアロットメントによる売出しを行った株数(15,300,000株)から安定操作取引又はシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株数を減じた株数について、第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。そのため、第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。</p>

4 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当)

平成21年11月13日開催の取締役会において、第8期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	50,981百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	45円
優先株式	
第四種優先株式	67,500円
第六種優先株式	44,250円
効力発生日及び支払開始日	平成21年12月4日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐藤 正典 ㊞

指定社員 公認会計士 沼野 廣志 ㊞

指定社員 公認会計士 山田 裕行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、

1. 会社は平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを決議した。
2. 会社は平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社の設立及び当該海外特別目的子会社による優先出資証券の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社である株式会社三井住友銀行は、平成21年5月1日に日興シティホールディングス株式会社等との間で合意した契約に基づき、平成21年10月1日付で、日興コーディアル証券株式会社の全ての株式を取得した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐藤 正典 ㊞

指定社員 公認会計士 沼野 廣志 ㊞

指定社員 公認会計士 山田 裕行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月27日

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 北山 禎介

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長北山禎介は、当社の第8期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が、すべての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正であることを確認しました。

2 【特記事項】

特記事項はございません。